

總會神學校集中講座

在日大韓基督教会史  
資料集



1883年(明治16年)

資料I-1

全国基督教徒大親睦会幹部

日本教育旅行K K 複製

## Korean Students in Tokyo.

J. M. CLIXTON, Tokyo

The stream of Korean students continues to flow towards the land of the Rising Sun, regardless of the strong racial feeling between the two peoples. They are willing to sit at the feet of their conquerors to learn the secret of Japan's success. There are today 700 Korean students in Tokyo alone, an increase of 200 over last year. Men of all ages are coming, but no less than 100 are under eighteen years. The average age is nineteen as against twenty-two last year.

Of the 700 students, 87 are supported by the Korean Government, the remaining 600 by private means. One of the Japanese schools supports a few, and a few are compelled to make their own way. There are three clubs among the

for there is no Korean pastor in Japan and very few join the Japanese churches, owing to prejudice. Mr. Kim is a good shepherd for the flock, but we consider it extremely desirable to have a regular Korean pastor or a Korean speaking foreign pastor.

The educational classes of the Association enrol more than 100 students. English, Japanese, history and mathematics are taught. The Korean Government Superintendent of Students in Tokyo is a Christian and recently, when the Association outgrew its classrooms in a small Japanese building, he offered the use of a large building and garden belonging to the Korean Government. One of our greatest needs is a permanent hall and dormitory.

There is a staff of six Korean secretaries

students, which publish a same monthly paper with a wide circulation in Korea. These clubs co-operate heartily with the Young Men's Christian Association.

The Korean students have very little intercourse with the Japanese, and live in separate boarding houses. So long as the strained relations exist, it will be difficult for the Japanese to help them socially and spiritually. This makes the Association work all the more urgent.

Mr. Kim, the Korean Association secretary, is one of the strongest personal workers I know. Largely as a result of his efforts, almost 100 men have decided to follow Christ. Bible classes with an enrolment of 100, and regular preaching services are held. There are forty baptized Christians and many as yet unbaptized,

and teachers, who are developing into good workers. The Koreans are ignorant of affairs but are kind, faithful, and simple-hearted. What Korea needs is educated Christian leaders. Tokyo affords a fine training ground for such leaders. Steady application, eagerness in study, and ability to adapt themselves to new conditions, all indicate that among these students is the raw material of leadership. Mr. Kim is an example of what can be done by Christianity. From the day when he surrendered to the Master, his life has been a witness to the power of the Christian faith. His steadfastness, courage, consistent life and sympathetic spirit have given him a firm hold on the students. It is in lives thus changed and moulded by the spirit of Christ that we find hope for Korea.

## 資料 I - 7

## 朝鮮人の日本人への移住および居住状況

| 年 度         | 居住人口      | 増加人口    | 徴用動員数     | 備 考      |
|-------------|-----------|---------|-----------|----------|
| 1885 (明治18) | 1         | —       | —         |          |
| 1895 (明治28) | 12        | 11      | —         | 日清戦争終結   |
| 1905 (明治38) | 303       | 291     | —         | 日露 〃     |
| 1907 (明治40) | 459       | 156     | —         |          |
| 1908 (明治41) | 459       | 0       | —         |          |
| 1909 (明治42) | 790       | 331     | —         |          |
| 1910 (明治43) | 2,246     | 1,455   | —         | 日韓併合     |
| 1915 (大正4)  | 3,989     | —       | —         | 第一次大戦中   |
| 1916 (大正5)  | 5,638     | 1,649   | —         |          |
| 1917 (大正6)  | 14,501    | 8,863   | —         |          |
| 1918 (大正7)  | 22,262    | 7,761   | —         | 土地調査事業完了 |
| 1919 (大正8)  | 28,272    | 6,019   | —         | 3.1独立運動  |
| 1920 (大正9)  | 30,175    | 1,901   | —         | 産米増殖樹立計画 |
| 1921 (大正10) | 35,876    | 5,693   | —         | 渡航調節制度廃止 |
| 1922 (大正11) | 59,865    | 23,989  | —         |          |
| 1923 (大正12) | 80,617    | 20,759  | —         | 関東大地震    |
| 1924 (大正13) | 120,238   | 39,621  | —         |          |
| 1925 (大正14) | 133,710   | 13,472  | —         | 渡航制限制度実施 |
| 1926 (昭和元)  | 148,503   | 14,793  | —         |          |
| 1927 (昭和2)  | 175,911   | 27,408  | —         | 日本経済恐慌発生 |
| 1928 (昭和3)  | 243,328   | 67,417  | —         |          |
| 1929 (昭和4)  | 276,031   | 32,703  | —         | 世界経済恐慌発生 |
| 1930 (昭和5)  | 298,091   | 22,060  | —         |          |
| 1931 (昭和6)  | 318,212   | 20,121  | —         | 満州事変勃発   |
| 1932 (昭和7)  | 390,543   | 77,331  | —         |          |
| 1933 (昭和8)  | 456,217   | 75,674  | —         | 自力更生運動   |
| 1934 (昭和9)  | 537,576   | 71,359  | —         |          |
| 1935 (昭和10) | 625,678   | 88,102  | —         |          |
| 1936 (昭和11) | 690,501   | 64,823  | —         |          |
| 1937 (昭和12) | 735,689   | 45,188  | —         | 日中戦争勃発   |
| 1938 (昭和13) | 799,865   | 64,176  | —         |          |
| 1939 (昭和14) | 961,591   | 161,726 | 38,700    | 国民動員計画   |
| 1940 (昭和15) | 1,190,444 | 228,853 | 54,944    | 職業紹介令実施  |
| 1941 (昭和16) | 1,469,230 | 278,786 | 53,493    | 太平洋戦争勃発  |
| 1942 (昭和17) | 1,625,054 | 155,824 | 112,007   | 朝鮮徴用令実施  |
| 1943 (昭和18) | 1,882,456 | 257,402 | 122,237   |          |
| 1944 (昭和19) | 1,936,843 | 54,387  | 280,303   | 朝鮮徴兵令実施  |
| 1945 (昭和20) | 2,365,263 | 428,420 | 1,160,427 | 日本降服(終戦) |

## 資料Ⅱ-2

## 在日朝鮮教会 教勢 1908 年～1945 年

在日大韓基督教会歴史編集委員会

|      | 教会                    | 祈<br>禱<br>所 | 牧<br>師 | 伝道師      |     |        | 教会<br>役員 | 洗<br>礼<br>教<br>人 | 教<br>人<br>総<br>数 | 日曜学校                  |          |              | 夏期聖書学校 |        |        | 女伝道会 |        | 勉勵青年会 |        | 夜学校 |        |        | 保育園 |        |            | 献<br>金<br>額                                                              | 備<br>考                                       |
|------|-----------------------|-------------|--------|----------|-----|--------|----------|------------------|------------------|-----------------------|----------|--------------|--------|--------|--------|------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|      |                       |             |        | 男        | 女   | 学<br>生 |          |                  |                  | 数                     | 教<br>師   | 生<br>徒       | 数      | 教<br>師 | 生<br>徒 | 数    | 会<br>員 | 数     | 会<br>員 | 数   | 教<br>師 | 生<br>徒 | 数   | 教<br>師 | 園<br>児     |                                                                          |                                              |
| 1908 | 1                     |             | 0      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1909 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          | 40               |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            | 聖書クラスに100名が登録。<br>定期礼拝。                                                  |                                              |
| 1910 | 1                     |             | 0      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1911 | 1                     |             | 0      |          |     |        |          |                  | 158              |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            | 週平均1円                                                                    |                                              |
| 1912 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1913 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          | 80               | 160              |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            | 毎週出席者80～100名。                                                            |                                              |
| 1914 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          | 77               | 208              |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1915 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1916 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1917 | 1                     |             | 1      |          |     |        |          | 約50              |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            | 求道者20名。                                                                  |                                              |
| 1918 |                       |             | 1      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1919 |                       |             | 1      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1920 |                       |             |        |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1921 |                       |             | 1      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1922 |                       |             | 2      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1923 |                       |             | 2      |          |     |        |          | (74)             | (137)            |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            | カッ内は東京地区の数のみ。                                                            |                                              |
| 1924 |                       |             | 2      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1925 | 集会所<br>20             |             | 2      |          |     |        |          | 293              | 928              |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            | ¥1,209                                                                   |                                              |
| 1926 | 集会所<br>19             |             | 2      |          |     |        |          | 449              | 1,099            | 10                    |          |              |        |        |        |      |        |       | 3      |     |        |        |     |        |            | ¥1,375.27                                                                |                                              |
| 1927 |                       |             | 3      |          |     |        |          |                  |                  |                       |          |              |        |        |        |      |        |       |        |     |        |        |     |        |            |                                                                          |                                              |
| 1928 | 集会所<br>30             |             | 4      | 4        | 3   | 2      |          | 367              | 998              | 19                    |          | 488          |        |        | 6      |      | 12     |       |        |     |        | 2      |     | 45     | ¥4,297.82  | 男伝道師中1名は秘書伝道<br>師。                                                       |                                              |
| 1929 | 24                    | 10          | 6      | 7<br>(3) | (1) | (2)    | 92       | 416              | 1,254            | 21                    |          | 532          | 2      |        |        |      | 12     | 437   | 8      |     | 181    | 2      |     | 53     | \$3,898.16 | 男伝道師中1名は秘書伝道<br>師。                                                       |                                              |
| 1930 | 36グル<br>ープ(42<br>説教所) |             | 6      | 1        | 7   | 2      |          | 601              | 2,216            | 29(内3は大人、<br>8は子ども学校) |          |              | 24     | 64     | 737    | 13   |        | 14    |        | 11  |        | 4      | 5   |        |            | 保育園兼夜学が1つ存在。その数は<br>含めない。男伝道師は秘書伝道師。<br>女伝道師中2名は訓練中。保育園教<br>師中3名はアシスタント。 |                                              |
| 1931 | 30                    | 11          | 9      | 7<br>(2) | (6) |        | 140      | 828              | 2,416            | 29<br>24              | 92<br>25 | 1,009<br>407 | 33     | 102    | 1,373  | 14   | 281    | 19    | 540    | 12  | 38     | 470    | 4   | 6      | 119        | \$5,656.65                                                               | 日曜学校中、上段は大人、<br>下段は子ども学校を示す。<br>伝道師カッ内は本文より。 |
| 1932 | 44                    | 12          | 7      | 2        | 9   | 10     | 195      | 632              | 2,052            | 45                    | 214      | 1,704        | 39     | 127    | 1,985  | 19   | 412    | 27    | 685    | 16  | 46     | 652    | 6   | 8      | 177        | \$5,881.62                                                               |                                              |

|      | 教会        | 祈祷所 | 牧師 | 伝道師       |    |    | 教会役員 | 洗礼教人  | 教人総数  | 日曜学校 |     |       | 夏期聖書学校 |     |       | 女伝道会 |     | 勉勵青年会 |     | 夜学校 |    |     | 保育園 |    |     | 献金額                         | 備考                                                |
|------|-----------|-----|----|-----------|----|----|------|-------|-------|------|-----|-------|--------|-----|-------|------|-----|-------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----------------------------|---------------------------------------------------|
|      |           |     |    | 男         | 女  | 学生 |      |       |       | 数    | 教師  | 生徒    | 数      | 教師  | 生徒    | 数    | 会員  | 数     | 会員  | 数   | 教師 | 生徒  | 数   | 教師 | 園児  |                             |                                                   |
| 1933 | 45        | 18  | 10 | 5         | 18 |    | 199  | 824   | 2,752 | 42   | 226 | 2,448 | 54     | 191 | 2,778 | 30   | 651 | 28    | 792 | 24  | 62 | 664 | 7   | 9  | 235 | ¥13,529.61<br>(\$6,764.81)  |                                                   |
| 1934 | 45        | 22  | 9  | 2         | 14 | 9  | 183  | 768   | 2,351 | 36   | 198 | 2,416 | 49     | 158 | 2,486 | 24   | 622 | 24    | 750 | 7   | 20 | 190 | 7   | 9  | 193 | ¥13,747.80<br>(\$6,873.90)  |                                                   |
| 1935 | 49        | 23  | 12 | 4         | 21 | 4  | 218  | 1,098 | 3,192 | 87   | 271 | 2,784 | 56     | 164 | 2,207 | 39   | 735 | 31    | 834 |     |    |     | 7   | 9  | 222 | ¥24,790.60                  |                                                   |
| 1936 | 集会所<br>52 |     |    |           |    |    |      | 1,009 | 3,038 |      |     |       | 69     | 222 | 2,999 | 40   |     |       |     |     |    |     |     |    |     | ¥26,619.95                  | 祈祷所数 18。                                          |
| 1937 | 56        | 15  | 13 | 3         | 28 | 8  |      |       |       | 63   |     | 2,226 | 31     |     | 1,561 | 41   | 996 |       |     |     |    |     | 6   |    | 215 | ¥41,787.69<br>(\$13,929.23) | 教会数中、無長老の教会数は 41。長老数 17 名。                        |
| 1938 | 55        | 19  | 13 | 2         | 28 | 7  | 286  | 1,391 | 3,511 | 65   |     | 2,346 | 64     |     | 2,383 | 41   | 946 |       |     |     |    |     | 5   |    | 209 | ¥39,288.45                  | 教会数中、長老がいない教会数は 42。                               |
| 1939 |           |     |    |           |    |    |      |       |       |      |     |       |        |     |       |      |     |       |     |     |    |     |     |    |     |                             |                                                   |
| 1940 | 集会所<br>58 |     | 23 | 3         | 28 | 3  |      | 2,404 |       |      | 61  | 2,320 | 41     |     | 1,474 |      |     |       |     |     |    |     | 6   |    | 225 | ¥78,744<br>(\$22,048.32)    | 自給教会数 28。                                         |
| 1941 |           |     |    |           |    |    |      |       |       |      |     |       |        |     |       |      |     |       |     |     |    |     |     |    |     |                             |                                                   |
| 1942 | 46        | 24  |    | 9         | 7  |    |      | 1,960 | 3,213 | 39   |     | 1,429 |        |     |       |      |     |       |     |     |    |     |     |    |     | ¥82,935                     | 自給教会 11。伝道教会 8。伝道所 27。牧師中、日本人 6 名。男性伝道師中、日本人 5 名。 |
| 1943 |           |     |    |           |    |    |      |       |       |      |     |       |        |     |       |      |     |       |     |     |    |     |     |    |     |                             |                                                   |
| 1944 |           |     |    |           |    |    |      |       |       |      |     |       |        |     |       |      |     |       |     |     |    |     |     |    |     |                             |                                                   |
| 1945 | 48        |     | 25 | 44(現住者 9) |    |    |      |       | 3,088 |      |     |       |        |     |       |      |     |       |     |     |    |     |     |    |     |                             | 牧師中、現住者 12 名。                                     |

《典拠資料》1909 年度は、J. M. Clinton 著「Korean Student in Tokyo」(『The Pioneer』1909.1, p.2f)、1911 年度は『大韓예수長老会老会第 5 回会議録』(p.11)、1913 年度は『第 2 回朝鮮예수教長老会總會録』、1914 年度は『第 3 回朝鮮예수教長老会總會録』、1917 年度は『Minutes of the Twenty-fifth Annual Meeting of the Council of Presbyterian Missions in Korea』に依拠。1923 年度及び 1925～1927 年度は『Annual Meeting of the Federal Council of Protestant Evangelical Missions in Korea』より、東京地区と神戸・大阪地区(又は神戸・大阪・京都地区)の統計を足したもの。1928 年度の集会所、洗礼教人、教員総数、主日学校関係、保育園数、青年会数、女伝道会数は『朝鮮耶蘇教連合公議會第 9 回會議録』、1935 年度は『The Korea Mission Field』(1936 年 4 月号)を参照。1936 年度の集会所、洗礼教人、教員総数は『한국예수교총회』(전택부著、韓國基督教教会協議会 1979 年)、園児数は『The Chosen Christian Church in Japan Proper』L. L. Young『The Korea Mission Field』(1934 年 5 月号)に依拠。1942 年度は『1942 年日本基督教団第 1 部年間』(1943 年 1 月)、1945 年度は『日本基督教団総務局資料(1945 年 2 月)』に基づく。その他は『The Acts and Proceedings of the General Assembly of the Presbyterian Church in Canada』の本文並びに教勢報告表を参照。尚、1930 年度については、『PCC 總會録』の報告書本文及び『Our Korean Work in Japan』(Margaret Ness, The Women's Missionary Society (W.D.) of the Presbyterian Church in Canada)に出てくる数字を元に再構成したので、不明な点も多々あるが、教勢の傾向を見るのに充分に参考になると思われる。

<2000 年 8 月 25 日 李相勲・李清一 作成>

## 資料Ⅱ-3

## 朝鮮基督教会 牧師視務期間 一覽

&lt;2000年8月29日 李相勲作成&gt;

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 韓 錫晉 | 1909年10月~12月                           |
| 朱 孔三 | 1913年~1914年末                           |
| 吳 基善 | 1914年8月~1916年9月30日、1921年~1924年         |
| 李 汝漢 | 1916年9月30日~1917年6月15日                  |
| 林 鍾純 | 1917年11月7日~1921年                       |
| 金 二坤 | 1922年~1924年1月9日                        |
| 徐 相賢 | 1924年9月~1927年7月                        |
| 朴 淵端 | 1924年10月~1927年3月                       |
| 吳 澤寬 | 1926年11月~1939年                         |
| 韓 泰裕 | 1927年3月~1939年                          |
| 申 公淑 | 1927年10月~1929年8月                       |
| 朴 尚東 | 1926年10月~1945年11月6日                    |
| 李 寅涉 | 1929年4月~1932年9月                        |
| 金 吉昌 | 1929年12月15日~1932年12月                   |
| 崔 敬学 | 1930年1月~1936年?                         |
| 金 致善 | 1930年~1942年11月14日                      |
| 金 應泰 | 1931年9月~1934年3月                        |
| 崔 永來 | 1931年12月28日~1934年                      |
| 吳 根睦 | 1932年1月~1936年?                         |
| 高 麗偉 | 1932年~1938年8月                          |
| 金 洙喆 | 1932年11月~1935年5月                       |
| 文 宗洙 | 1933年~1942年11月6日                       |
| 朱 觀裕 | 1934年~1943年7月12日                       |
| 李 完模 | 1934年12月~1944年8月18日                    |
| 崔 錫柱 | 1935年10月~1942年9月15日                    |
| 盧 震鉉 | 1935年11月~1942年2月2日                     |
| 金 光洙 | 1936年~1938年                            |
| 金 奉圭 | 1937年5月~1941年1月 (牧師接手 1937年5月)         |
| 禹 東哲 | 1937年5月~?                              |
| 秋 仁奉 | 1937年~1943年6月22日 (牧師接手 1937年12月)       |
| 金 泰鍊 | 1938年7月20日~1944年5月11日                  |
| 徐 丙烈 | 1939年4月~1940年1月16日 (牧師接手 1939年5月20日)   |
| 全 重煥 | 1939年4月~1948年2月16日                     |
| 李 守錫 | 1939年5月20日~1943年7月9日 (牧師接手 1939年5月20日) |
| 全 仁善 | 1939年~1948年2月16日 (牧師接手 1939年5月30日)     |
| 金 容錫 | 1939年11月~?                             |
| 李 相国 | 1940年2月4日~?                            |
| 安 榮俊 | 1940年2月12日~1948年2月16日                  |
| 黃 善伊 | 1940年3月~1941年9月 (牧師接手 1940年3月)         |
| 韓 命東 | 1940年3月~1944年9月21日 (牧師接手 1940年3月24日)   |
| 鄭 箕煥 | (牧師接手 1940年3月?)                        |
| 朴 炳勲 | 1940年4月~1942年2月2日 (牧師接手 1940年3月24日)    |
| 鄭 勲澤 | 1940年4月~? (牧師接手 1940年3月、日本基督教会から)      |
| 金 恩錫 | 1940年8月15日~1942年2月1日                   |
| 洪 淳鐸 | 1941年5月11日~1942年                       |
| 宋 永吉 | 1941年6月~1944年10月                       |
| 吳 允台 | 1942年2月23日~                            |
| 李 永植 | 1944年2月~1948年5月20日                     |

## 資料Ⅱ-4

## 東京教会歴代牧師一覽

|                                                    |        |
|----------------------------------------------------|--------|
| 1909年10月~12月                                       | 韓錫晉(長) |
| 1913年9月~1914年末                                     | 朱孔三(長) |
| 1914年8月~1916年9月30日                                 | 吳基善(監) |
| 1916年9月30日~1917年6月15日                              | 李汝漢(長) |
| 1917年11月7日~1921年                                   | 林鍾純(長) |
| 1921年~1924年                                        | 吳基善(監) |
| 1924年9月~1927年7月                                    | 徐相賢(長) |
| 1927年10月~1929年8月4日                                 | 申公淑(監) |
| 1929年12月15日~1932年12月<br>(1930年から、横浜、目黒、雑司ヶ谷等を視務)   | 金吉昌(長) |
| 1931年9月~1934年3月<br>(神田、月島、1932年12月2日より横浜兼牧)        | 金應泰(監) |
| 1934年5月1日~1935年5月<br>(神田、横浜、深川、駒込教会)               | 金洙喆(監) |
| 1935年10月~1942年5月<br>(神田、深川、駒込教会)                   | 崔錫柱(長) |
| 1935年~1939年<br>(1937年4月に東京中央教会と名称変更)               | 吳澤寬(長) |
| 1938年10月1日~1942年11月14日<br>(1939年11月就任礼拝 東京の新宿中央教会) | 金致善(長) |
| 1942年2月23日~<br>(1942年2月23日~日本基督教団雑司ヶ谷伝道所)          | 吳允台(長) |

## 2・8 独立宣言書(日本語訳文)

朝鮮青年独立団はわが二千万の民族を代表し、正義と自由の勝利を得た世界万国の前にわが独立を期せんことを宣言する。わが民族は四千三百年の長い歴史を有し、世界最古の民族の一つである。時には中国の正朔を奉じたことはあったが、これは両国皇室の形式的な外交関係に過ぎなかった。朝鮮は常にわが民族の朝鮮であり、いまだかつて一度として統一国家であることを失い、異民族の實質的支配を受けたことはなかった。

日本は朝鮮が日本と吾國の關係にあることを自覚していると称して、1895年清日戦争の結果率先して韓国の独立を承認した。イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ロシアなどの諸國もまたみな独立を承認しただけでなく、これを保全することを約束した。韓國もまたその恩義に感じ鋭意諸般の改革をおこない、国力の充実を図ったのである。

当時ロシアの勢力が南下し東洋の平和と韓國の安寧を脅かしたので、日本は韓國と攻守同盟を結び、露日戦争をはじめたが、東洋の平和と韓國の独立はこの同盟の主旨であった。ここにおいて韓國はいよいよその好意に感じ、陸海軍の作戦上の援助はできなかったが、わが主權の威厳までも犠牲にしておよそ可能な限りの義務をつくし、東洋の平和と韓國独立の二大目的を追求した。

しかしその戦争が終結するにおよんで、当時のアメリカ大統領ルーズベルトの仲裁によって講和会議が開かれたが、日本は同盟國である韓國の参加を許さず、露日両國の代表は日本の韓國にたいする宗主權を任意に議定した。日本はその優越した兵力を恃み、韓國の独立を保全するという旧約に違反し、韓國皇帝および政府を脅かし、韓國の国力充実によって独立が得られる時期までという条件をおしつけて欺き、韓國の外交權を奪って、日本の保護國となし、韓國をして世界列國にたいし直接交渉する道を断たしめた。さらに相当の時期までという条件で司法・警察權を奪い、徴兵令実施までという条件で軍隊を解散し、民間の武器を押収して日本の軍隊と憲兵警察とを各地に配置した。甚だしきは皇宮の警備までも日本人の警察を使用するに至った。このようにして遂に韓國を無抵抗なものにしたが、わが明哲な光武皇帝を放逐し、精神の発達が充分でない皇太子を擁立して利用し、日本の走狗をもっていわゆる内閣を組織し、ついに秘密と武力とをもって合併条約を締結した。ここにわが民族は建國以来半万年にして自己を指導し援助すると約束した日本軍閥の野心的政策の犠牲となった。実に日本の韓國にたいする行為は詐欺、暴力から出たものにして、このような詐欺による大きな成功は、まことに世界興亡史上特筆すべき人類の大恥辱といわねばならない。

かの保護条約を締結するとき皇帝と賊臣を除く數人の大臣はあらゆる反抗手段をつくし、その発表の後もわが全国民はみな業手でもって可能な限り反抗した。司法・警察權が奪われ軍隊が解散されたときもまた同じく反抗した。こうして合併の際には、手中に寸鉄の武器をもたず、可能な限りの反抗運動を試みたが、精銳な日本の武器により犠牲となったものは数知れない。以後10年間、独立を回復するための運動で生命を犠牲にしたもの、また数十万に達した。かの惨酷な憲兵政治のもとで、手足と口舌の自由を奪われながらも、独立運動は間断なくつづけられた。これらによってみても、韓日合併は朝鮮民族の意思ではないことを知らねばならない。このようにして、わが民族は日本軍閥主義の野心家の詐欺、暴力のもとに民族の意思に反する運命におかれた。それ故に正義、人道をもって世界を改造するこの時にあたり、その匡正を求むことは当然の權利であり、また世界改造の主人公であるアメリカ、イギリスは保護と合併にたいし率先して承認をしたという理由によって、今日その旧惡を贖う義務がある。

また合併以来の日本の統治政策をみると、かの合併当時の宣言に反し、わが民族の幸福と利益を無視し、征服者が被征服者にたいするや古代の非人道的な政策を襲用し、わが民族にたいし参政權、集会・結社の自由、言論・出版の自由などを一切許さず、甚だしきは信教の自由、企業の自由に至るまでも拘束している。行政、司法、警察などの諸機關で朝鮮民族の私權さえも侵害しないものはない。

公的にも私的にもわが民族と日本人との間に優劣の差別を設け、わが民族には劣等の教育を施し、永くわが民族を日本人の使役者にしようとしている。歴史を書き改め、わが民族の神聖な歴史的、民族的伝統と威厳を破壊し、さらに凌辱を加えている。少數の官吏を除くほかは、政府の諸機關、交通、通信、兵備などの諸機關の全部あるいは大部分には日本人を使用し、わが民族に永遠に国家生活の智能と經驗を得る機会を与えないようにしている。わが民族は、このような武斷專制の不正、不平等の政治のもとでは、決してその生存と發展を享受することができない。それだけではない。人口過剰の朝鮮に無制限の移民を奨励し、土著のわが民族が海外に流離するのをむなきにいたらしめた。また政府の各機關はもちろん私設の諸機關にまでもことごとく日本人を使用し、一方ではわが国民に職業を失わせ、また他方ではわが國の富源を日本に流出せしめた。また商工業においても日本人に対してのみ特殊な便宜を与え、わが民族にはその産業發展の機会を失わせている。このようにあらゆる方面でわが民族と日本人の間の諸般の利害は互いに相反し、その害を受けるものはわが民族である。故にわが民族は生存の權利のために独立を主張するのである。

最後に東洋平和の見地からみても、かの最大の脅威であったロシアはすでにその軍事的野心を放棄し、正義と自由にもとづき新國家の建設に従事している。中華民國もまた同様である。さらに今後國際連盟が實現すれば、再び軍國主義的侵略を敢行する強國はなくなるであろう。とすれば韓國併合の最大の理由はすでに消滅している。これより、もし朝鮮民族が無数の革命の乱をおこすとすれば、日本に合併された韓國は却って東洋平和を乱す禍根となるであろう。わが民族はただ一つの正当な方法によってわが民族の自由を追求する。もしこれが成功しなければ、わが民族は生存の權利のために自由な行動をとり、最後の一人に至るまで必ずや自由のために熱血をそそぐであろう。これがどうして東洋平和の禍根とならないであろうか。わが民族は一兵ももっていない。わが民族は兵力をもって日本に抵抗する實力はない。しかしながら、日本がもしわが民族の正当な要求に応じなければ、わが民族は日本にたいし永遠の血戦を宣布せざるを得ない。

わが民族は高度の文化をもってからすでに久しい。そしてまた半万年にわたる国家生活の経験をもっている。たとえ多年の專制政治の害毒と境遇の不幸がわが民族の今日を招いたものであるにせよ、今日より正義と自由とにもとづく民主主義的先進國の範に従い、新國家を建設するならば、わが建國以来の文化と正義と平和を愛好するわが民族は必ずや世界の平和と人類の文化にたいし貢献するであろう。ここにわが民族は日本および世界各國にたいして自決の機会を与えることを要求する。もしその要求が入れられなければ、わが民族はその生存のために自由な行動をとり、わが民族の独立を期せんことをここに宣言する。

1919年2月8日

朝鮮青年独立団代表

崔八鎬 尹昌錫 金庚演 李琮根 李光洙 宋繼白 金喆壽 崔謹愚 白寬洙 金尚德 徐 椿

## 決 議 文

- 一、韓日合併はわが民族の意思によるものでなく、わが民族の生存と發展を脅かし、また東洋の平和を乱す原因となっている。それ故に本団は、わが民族の独立を主張する。
- 二、本団は、日本の議會と政府にたいし朝鮮民族大會を召集し、その大會の決議をもってわが民族の運命を決定する機会を与えられんことを要求する。
- 三、本団は、万国平和會議における民族自決主義をわが民族にも適用せんことを請求する。またその目的を達するために、日本に駐在する各國大使、公使にたいし、本団の意思を各自の政府に伝達することを要求する。同時に委員二人を万国平和會議に派遣し、わが民族全体の派遣委員と一致した行動をとる。
- 四、以上の諸項の要求が不幸にも失敗すれば、わが民族はただ日本にたいし永遠の血戦をなすのみである。これによって生ずる惨禍についてわが民族はその責任を負わない。

資料III-1

書翰中報 1928.10.10

| 朝鮮耶穌教聯合公議會聯合傳道部規則 |                                      |           |                               |
|-------------------|--------------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 第一條 組織及目的         | 本會以朝鮮全境之耶穌教聯合公議會為基礎，以促進傳道事業，並謀福利為目的。 | 第二條 會員及任期 | 本會會員由本會各地方教會之代表組成，其任期由本會章程規定。 |
| 第三條 經費及會計         | 本會經費由會員各地方教會捐助，並由本會管理。會計由本會指定之會計師負責。 | 第四條 會議及決議 | 本會定期召開會員大會，其決議對本會各地方教會具有效力。   |
| 第五條 傳道及教育         | 本會應積極從事傳道及教育事業，並應注意於社會福利之促進。         | 第六條 附屬機關  | 本會得設各種附屬機關，如傳道部、教育會、社會服務部等。   |
| 第七條 規則之修改及廢止      | 本規則之修改及廢止，須由本會會員大會三分之二以上多數通過。        | 第八條 附則    | 本規則自一九二八年九月一日起施行。             |

資料III-2

ソウル會議

合意事項

- (1) Our Church to become a member of the Federation, and one of our missionaries to be our representative on the committee, Mr. Young to act for the present.
  - (2) That Mr. Young be superintendent of all the work among Korean people in Japan which shall be carried on by our Church and the Federated Council of Churches and Missions in Korea.
  - (3) That estimates for this work be prepared by Mr. Young and submitted to the Committee and passed by them before being sent to our mission Boards.
  - (4) That Mr. Young confer with the committee in regard to the appointment of Korean workers.
  - (5) That Rev. Dr. Clark be asked to continue as Secretary in Seoul, and that a local treasurer be appointed in Kobe or other convenient place in Japan, to whom funds from our Boards in Toronto and the treasurer in Seoul will be sent; payment from these funds to be made on requisition by Mr. Young.
  - (6) That the name of the Church be the Korean Christian Church. The members of your delegation have impressed very strongly on the Koreans, both here and in Seoul, that the policy of our Church is to give every emphasis to evangelistic work and that we will not be drawn into educational enterprises. We have also made it very clear to the Koreans here that this is their Church and they must accept a large share of the responsibility for carrying it on.
- That we are glad to help them in this work but that they and we should look forward to the time when they will be able to carry it on without our help.<sup>23</sup>

カナダ長老教会総会會議録 1928 (pp.41f)



大阪朝鮮耶蘇教

會堂建築期成會  
越日書

[illegible][illegible][illegible][illegible]

1. 1990년대 초반부터 시작된 '문화유산의 가치'에 대한 인식이 확산되면서, 문화유산의 중요성이 강조되고 있다.

大阪朝鮮耶穌教會堂建築期成會

會長 關西地方傳道牧師

补尚衷

大阪市西淀川區  
七五二

會計 在日本明經會

榮在鑒

第9回 朝鮮イエス教連合公議会 年次総会  
(1932年9月16~17日)

## TREASURER'S REPORT OF THE JAPAN MISSION

1931 年度 會計報告

|                                                   |     |     |     |     |     |          |            |
|---------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|------------|
| <b>RECEIPTS</b>                                   | ... | ... | ... | ... | ... | ...      | ₩ 7,256-56 |
| Last year's balance                               | ... | ... | ... | ... | ... | 582.81   |            |
| Australian Mission                                | ... | ... | ... | ... | ... | 440.00   |            |
| Presbyterian North Mission                        | ... | ... | ... | ... | ... | 626.25   |            |
| Methodist Episcopal Mission                       | ... | ... | ... | ... | ... | 438.75   |            |
| Methodist Episcopal South Mission                 | ... | ... | ... | ... | ... | 600.00   |            |
| Korean Methodist Church                           | ... | ... | ... | ... | ... | 800.82   |            |
| Presbyterian South Mission                        | ... | ... | ... | ... | ... | 386.68   |            |
| Canadian Presbyterian Church                      | ... | ... | ... | ... | ... | 1,298.10 |            |
| " Union Church                                    | ... | ... | ... | ... | ... | 278.50   |            |
| Missions in Japan                                 | ... | ... | ... | ... | ... | 800.00   |            |
| Presbyterian General Assembly                     | ... | ... | ... | ... | ... | 600.00   |            |
| Guarantee paid for parsonages                     | ... | ... | ... | ... | ... | 297.24   |            |
| A Ladies society of South Kyung Sang              | ... | ... | ... | ... | ... | 7.55     |            |
| Osaka building                                    | ... | ... | ... | ... | ... | 93.00    |            |
| Bank interest...                                  | ... | ... | ... | ... | ... | 7.01     |            |
| <b>EXPENDITURES</b>                               | ... | ... | ... | ... | ... | ...      | ₩ 7,256-56 |
| Help for Fukuoka Church building                  | ... | ... | ... | ... | ... | 100.00   |            |
| For Rev. Kim Eung Tai's salary, rent and expenses | ... | ... | ... | ... | ... | 1,645.76 |            |
| " " Kim Kil Chang " "                             | ... | ... | ... | ... | ... | 1,441.00 |            |
| " " Pak Sang Dong " "                             | ... | ... | ... | ... | ... | 1,581.00 |            |
| " " Choi Young Nai travel                         | ... | ... | ... | ... | ... | 111.69   |            |
| " " " " " salary, rent expenses                   | ... | ... | ... | ... | ... | 1,188.75 |            |
| " " Kim Kil-Chang travel and house guarantee      | ... | ... | ... | ... | ... | 283.50   |            |
| Constitution committee travel                     | ... | ... | ... | ... | ... | 222.72   |            |
| Osaka church building                             | ... | ... | ... | ... | ... | 93.00    |            |
| Miscell                                           | ... | ... | ... | ... | ... | 61.37    |            |
| Balance                                           | ... | ... | ... | ... | ... | 572.77   |            |
| <b>Money to come in :</b>                         |     |     |     |     |     |          |            |
| Balance                                           | ... | ... | ... | ... | ... | 572.77   |            |
| M. E. S. Mission                                  | ... | ... | ... | ... | ... | 150.00   |            |
| M. E. Mission                                     | ... | ... | ... | ... | ... | 138.13   |            |
| Australia Mission paid in advance                 | ... | ... | ... | ... | ... | 50.00    |            |
| Presbyterian South Mission paid in advance        | ... | ... | ... | ... | ... | 100.00   |            |
| Cash balance                                      | ... | ... | ... | ... | ... | 710.90   |            |
| <b>Property and gurantee money :</b>              |     |     |     |     |     |          |            |
| Tokyo parsonage guarantee money                   | ... | ... | ... | ... | ... | 63.00    |            |
| " office fixtures                                 | ... | ... | ... | ... | ... | 50.00    |            |

# 在日本 朝鮮基督 教會憲法・大會規則

## 在日本 朝鮮基督 教會憲法

### 序 文

此ノ憲法ハ在日本朝鮮基督教會ノ 聖職ニ 在任スル牧師及宣教師等ガ、昭和九年二月（教主降生一千九百三十四年）神戸ニ會合シ、鮮耶蘇教長老會憲法及基督教朝鮮監理會教理ト章程ニ基キ在日本朝鮮基督教會ノ組織ヲ完成シ自治ノ基ヲ開キテ之ヲ制定シタルモノニ

### 宣 言

在日本朝鮮基督教會ハ全世界基督教會ト共ニ聖書要理問答及使徒信經ヲ本教會ノ教理ノ法則トシテ之ヲ信條ニ用ニルコト左ノ如シ

### 信 條

- 三位 第一、神ノ本體ハ聖父、聖子、聖靈ノ三位ニ分テ、本體ハ一ニシテ其ノ權能ト榮光ハ同等ナルコトヲ信ズ
- 聖父 第二、神ハ獨ニノミ在マス、惟神ニノミ禮拜スベシ、神ハ自然ニ在マス。不在ノ所無クシテ他ノ神ト凡テノ物質ト區別アル。其ノ存在ト智慧ト權能トハ聖ニシテ、仁慈ト眞實ト愛ニ至リテハ無限無窮、永遠ニ變リ給ハザルナリ。
- 聖子 第三、神ハ人類ヲ罪ヨリ救ヒ永遠ノ生命ヲ與ヘント欲シ給ヒ、無限ナル愛ヲ以テ其ノ御獨子ヲ世ニ遣シ給ヘリ。神ノ子ハナリ給ヒス。彼ノミ人ヲ救ヒ給フ。
- 其永遠ナル御獨子ニ一品性アリ給フ。永遠ニ至ル迄眞ノ神眞ノ人ニテ在マシ給フ。聖靈ニヨリテ孕マレ童貞女マリヤニ生

ヒタレ下罪ナカリキ。罪人ヲ贖ハシタメニ神ノ法規ニ服従シ給ヒ膏ノ供物トナリ、神ノ公義ヲ満足シ給ヘリ。人ヲ神ニ有ムルタメニ十字架ニ釘ケラレ死ニ給ヘリ。三日目ニ墓ヨリ甦ヘリ給ヒテ、神ノ右ニ昇リ人ノ爲メ祈リ、死ニシモノヲ甦ラシメ世ヲ審カン爲メニ再び來リ給フ。

**聖靈** 第四、父ト子トガ遣ハシタル聖靈ハ人間ノ靈魂ヲ罪ト悲慘ト死ヨリ甦ラスルヲ掌リ給フ。人ノ心ヲ清クセシメ精神ヲ新ニシ福音ヲ價ヒ無ク與フルイエス・キリストヲ受ケシメ、キリストノ内ニアル總テノ義ヲ現シ漸次靈化シ榮光ヨリ榮光ニ入ラシメ給フ

**聖書** 第五、舊新約聖書ハ聖靈ニヨリテ賜ハリタル神ノ聖言ニシテ信仰ト行爲ノ唯一明確且ツ完全ナル法則ナリ（創世記、出埃及記レビ記、民數記、申命記、ヨシニア記、師士記、ルツ記、サムエル前書、サムエル後書、列王記略上、列王記略下、歷代志略上、歷代志略下、エズラ書、尼希米亞記、エステル書、ヨブ記、詩篇、箴言、傳道之書、雅歌、イザヤ書、エレミヤ記、エレミヤ哀歌、以西結書、ダニエル書、ホゼア書、ヨエル書、アモス書、テバチヤ書、ヨナ書、米迦書、ナホム書、哈巴谷書、ゼバニヤ書、ハガイ書、ゼカリヤ書、マラキ書、マタイ傳、マルコ傳、ルカ傳、ヨハネ傳、使徒行傳、ロマ書、コリント前書、コリント後書、ガラテヤ書、エペソ書、ビリビ書、コロサイ書、テサロニケ前書、テサロニケ後書、テモテ前書、テモテ後書、テトス書、ビレモン書、ヘブル書、ヤコブ書、ペテロ前書、ペテロ後書、ヨハネ一書、ヨハネ二書、ヨハネ三書、ユダ書、ヨハネ默示錄）

**犯罪** 第六、人類ノ先祖タルアダムハ神ノ命令ニ背キ罪ヲ犯カセシモノナリ。其子孫ハ普通生殖ニヨリ犯罪墮落セリ。其ノ原罪ト腐敗ト共ニ實行犯タルニヨリテ全人類ハ此ノ世ト來世ニ於テ神ノ怒ヲ受クベキモノトナレリ。

**救授** 第七、神ハイエス・キリストニヨリテ愛スル者ヲ價ナシニ救ヒ給ヘリ。命ジテ曰ク罪ヲ悔改メ、主イエス・キリストヲ救主ト信ジ其模範ニ從ヒ遙リテ聖ナル生活ヲナシ、ゾノ御旨ニ從フベシ。總ベテ是ニ從フモノハ救ヒ、其ノ恵ニヨリテ義トナシ、神

ノ子女トナシテ永遠ニ至ラシム。カカル大ナル事業ヲ成就シ給フ聖靈ハ特ニ聖書ト聖禮ト祈禱ヲ方途トシテ使用シ給フ。  
**教會** 第八、主ノ聖旨ニ從ヒ聖言ノ真理ヲ明ニシ、制定シ、政治ヲ守ル團體ヲ以テ組織ス。コレ神ノ教會ナリ。イエス・キリストノ聖身ナリ。之ヲ聖靈ノ殿ナル聖教會ト云フ。

**聖禮** 第九、洗禮ト聖餐ヲ設ケ給ヘリ。洗禮ハ牧師水ヲ以テ聖父、聖子、聖靈ノ聖名ニヨリ施ス。此レ主ノ御血ヲ以テ甦リテ表スモノナリ。聖餐ハ麵麴ト葡萄酒ヲ以テ施ス。コレ主キリスト十字架ニ釘ケラレタルヲ紀念ス。信者ニハ表蹟ト保證トニナルモノナリ。但シ聖禮ノ益ナルハイエス・キリストノ祝福ト信仰ヲ以テ參禮スル者ノ内ニ聖靈ノ働キ給フニヨル。

**審判** 第十、凡ソ人生ノ終リノ日ニ至リ自己ノ行爲ノ儘キリストノ審判ヲ受クル者ナリ。イエス・キリストヲ信ズル者ハ永遠ノ生命ニ入り信ゼザル者ハ永遠ノ刑罰ニ入ラン。

## 承認

教會ノ信條ハ神ノ聖言ニ基キ之ノ明確且ツ完全ナルコトヲ受納レ又ハ吾個人ノ信條トシテ公布ス。

## 教會憲法

### 第一章 名稱

一、本教會ヲ在日本朝鮮基督教會ト稱ス

### 第二章 教會及信徒

一、教會ノ區別、教會ニ有形及無形ノ區別アリ。即チ無形ノ教會ハ人ノ目ニ現ハレズ神ノミニ屬ス。有形ノ教會ハ世界ニ散在ス。其會員

ハ神ヲ崇奉スルモノニシテコレヲ基督者トス。

- 二、教會ノ組織 日本内地ニ住居スル朝鮮同胞ニシテ本憲法ニ從フ者ヲ以テ之ヲ組織ス。
- 三、教會 舊新約聖書ニヨリテ賜ハリタル聖言ニ從ヒ、一定ノ場所ニ集會シ神ニ禮拜スルモノトス。
- 四、正會員 本教會ニ於テ洗禮ヲ受ケ又ハ他教會ヨリ無欠轉入シタル者ヲ謂フ。(但シ選舉權ト被選舉權アリ)
- 五、幼兒洗禮 信者ノ子女四歳以下ノモノニシテ父母之レニ代リ問答ス。
- 六、學習人 六箇月以上教會ニ出席シ成績良好ニシテ試験ニ合格シタルモノヲ謂フ。
- 七、求道者 キリストヲ信ジ救ハレ度ク思フ者ヲ謂フ。

### 第三章 教會職員

#### 一、職員 牧師、長老、勸師、執事、四職ヲ置ク。

牧師ハ説教ト治理ニ兼務シ聖禮ヲ施シ擔任シタル教會ヲ總察スル者ナリ、長老ハ其所屬シタル教會ニテ治理ヲナス信者ノ代表ナリ。勸師ハ長老ナキ教會ニ於テ視務スルモノナリ。執事ハ牧師長老ト協力シ寄附行爲ヲナシ教會ノ會計事務ヲ掌ル。(但シ聖餐ニ參與スル者ニ限ル)

#### 二、職員資格

- 1、牧師ハ學識(常識、神學)豊富ニテ神學校ヲ卒業シ、品行方正ニシテ説教ト教授ニ能アル者ヲ大會ガ按手任職シタル者ナリ。
- 2、長老ハ年齢二十七歳以上ノ者ニシテ、家族ト共ニ本教會ニ入會シ滿二箇年、洗禮ヲ受ケテヨリ滿五箇年ヲ經過シタル者ヲ以テシ正會員廿名ニ一名比例ニテ有權者三分ノ二ノ投票ヲ得テ當選シ其ノ行爲ヲモテ前書第三章一節ヨリ七節ニ該當スルモノトス。

當選後六箇月間教養シテ中會之ヲ試験シ合格ト認ムルモノトス(但シ任期ハ三箇年トシテ再選ノ場合ハ牧師之ヲ留任ス。)

- 3、勸師 正會員二十名未滿ノ教會ニテ選舉ス。(但シ小會ニテ之ヲ試験ス任期ハ二箇年トス。其他ハ長老ト同一ナリ)
- 4、執事ハ正會員二分ノ一投票ヲ得テ選舉セラルルモノニテ眞實ナル信仰ヲ有シ其品行方正ニシテ福音ニ適合シ奉仕ノ精神アルモノトス(但シ任期ハ一箇年)

#### 三、臨時職員 教會ノ事情ニヨリ左記ノ臨時職員ヲ選定ス

- 1、男女傳道師ハ牧師及教會ノ推薦ニヨリ選定サレタルモノヲ中會之ヲ試験シ合格ト認ムル者ニシテ支教會ノ事務ヲ補助セシム(但シ有給者ニ限ル)

#### 一、權利 小會及中會ニテ投票權ハナクトモ發言權ヲ有ス。

#### 二、資格 年齢二十五歳以上ニシテ神學校二年以上ヲ修業ノ程度又ハ聖書學院ヲ卒業シタルモノト同等ノ資格アルモノトス

### 第四章 議會

#### 一、教人議會 正會員ヲ以テ之ヲ組織ス(但シ會長ハ牧師トナス)

- 1、集會 總會ハ年一回ニテ正會員三分ノ一又ハ上會ノ命令ニヨリ必要ト認ムル場合牧師之ヲ召集ス定期總會ニ於テ處理スベキ事項左ノ如シ
  - 1、小會ノ經過事項ヲ聽取ス
  - 2、職員會及各附屬會ノ事業報告ヲ聽取ス
  - 3、教會ノ會計決算報告ヲ聽取ス(但シ檢査済ノモノ)

- 4、職員會ニ於テ提出シタル來年度豫算案ヲ討議決定ス
  - 5、牧師自身ニ關スル事務ハ他ノ牧師ヲ招キ之ヲ代理處理スル事ヲ得（但シ一般ノ決定ハ會員過半数ヲ以テシ、牧師自給招聘ニ關スル件ハ正會員三分ノ二ノ投票及學習人過半数ノ承諾ヲ要ス）
- 定期總會ハ一週間以前ニ時日及提議事項等ヲ教會ニ公布スベシ

#### 職員會

- 1、組織、支教會ノ小會員勸師及執事職ヲ以テ之ヲ組織ス。會長ハ牧師トナス。書記及會計ハ職員會ニ於テ之ヲ選舉ス（但シ必要ト認ムル場合ハ傳道師、共勵會々長及日曜學校々長ニ協同會員權ヲ與フ。）
- 2、未組織教會ニ於テハ牧師、傳道師、勸師及執事等ガ職員會ノ事務ヲ執行スルコトヲ得
- 3、職員會ハ教會ノ豫算編成及金銭ニ關スル件ヲ處理ス
- 4、職員會ハ毎年定期教人議會ニ於テ經過狀況ヲ報告シ一般ノ收支總決算書ニ檢査ヲ受クベシ

#### 小會

- 1、小會組織 小會ハ牧師及長老ヲ以テ之ヲ組織ス
- 2、開會成數 小會ニ長老二人ナレバ長老一人及牧師ヲ以テ開會スルコトヲ得 長老三人以上ノ場合ハ長老二人及牧師ヲ以テ開會ス
- 3、會長ハ支教會ノ牧師ニ限ル。但特別ノ境遇ニハ小會ノ決議ヲ以テ中會ニ屬スル他牧師ヲ招キ之ヲ代理トナス
- 4、小會ニ於テ處理スベキ事項左ノ如シ
  - 1、洗禮及學習志願者ノ信仰試問 信徒ノ轉出轉入ノ希望者ニ對スル薦書ノ受理及附與承認ヲ爲ス
  - 2、信徒ノ戒規ニ關スル件ヲ處理

- 3、獻金收集時日及方針ヲ定ム
- 4、中會ニ派遣スベキ代議員ヲ選定ス
- 5、中會ニ提案スベキ議案ヲ作成建議ス
- 6、聖禮施行及聖書研究ノ時日ヲ豫定發表ス
- 7、日曜學校、傳道會、共勵會及其ノ他附屬機關ヲ監督ス
- 5、小會々集 小會ハ三箇月毎ニ一回開催シ會務ヲ處理ス、臨時會ハ中會及牧師ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ長老二人以上連署ヲ以テ請求シタル場合之ヲ開クモノトス
- 6、小會々錄 書記ハ決議事項ヲ作成シ信徒名簿ト共ニ一年一回中會ノ檢査ヲ受クベシ

#### 中會

- 1、組織 中會ハ區域内ノ牧師（牧師二人以上ヲ要ス）及宣教師支教會ヨリ派遣サレタル長老一人宛ヲ以テ組織ス未組織教會ハ牧師ノ薦書ニヨリ勸師及傳道師ヲ以テ組織スルコトヲ得、勸師及傳道師ハ發言權ノミ有シ委員會ニノミ投票權ヲ有ス
- 2、職務 中會ニ於テ處理スベキ事項ハ左ノ如シ
  - 1、中會ハ本憲法ニ從ヒ建議及一般ノ請願等委託判決ヲ受理ス
  - 2、本區域内教會ヲ管轄シ長老及傳道師ノ試験ヲ行フ
  - 3、支教會設立及分立合併廢止、小會組織等一切ノ事項ヲ處理ス
  - 4、上會ニ提出スベキ總計表及建議等上會ノ指導ニヨリ代議員ヲ選拔シ各教會ノ秩序及平和ヲ計圖ス。
- 3、集會 定期總會ノ期日場所及執行順序ハ其ノ開會ノ日ヨリ三週間前各牧師代議員ニ通知ス

臨時會議ハ牧師二人及支教會各長老二人ノ選舉ヲ以テ請求スル場合ハ會長之ヲ召集ス（但シ臨時會議ニ於テハ招集ノ目的タル議案ノ外ハ審議スルコトヲ得ズ）

## 大 會

- 1、大會ハ在日本朝鮮基督教會最高ノ治理會トシテ其ノ名稱ヲ在日本朝鮮基督教會大會ト稱ス
- 2、組織 各中會ノ牧師、宣教師及其ノ同數ノ長老ヲ以テ之ヲ組織ス 中會未組織地方ハ牧師及其ノ同數ノ長老或ハ傳道師及勸師ガ協同代議員トナルコトヲ得（但シ傳道師及勸師ハ發言權ノミヲ有ス）
- 3、開會成數 中會ノ過半數及代議員牧師、長老ノ各過半數ヲ以テ開クベキモノトス
- 4、大會ニ於テ處理スベキ事項ハ左ノ如シ
  - 1、所屬各教會及治理會ヲ總察シ合法的各種ノ文書ヲ受理又ハ處理ス
  - 2、各中會ノ會錄ヲ檢査ス
  - 3、憲法及規則ノ改正、教理及勸戒ニ關スル異端ヲ判斷シ牧師ノ任命、委任、轉任及勸懲ノ件、カナダ宣教會及聯合公議會ヨリ派遣サレタル牧師ニ本大會ノ憲法ヲ試問後本大會ニ入會セシム
  - 4、所屬教會ヲ統轄シ中會設立分立合併廢止其他教派ニヨル教會ノ分裂爭論等ヲ處理シ内外地傳道事業及其ノ他重大事務ヲ掌ル常務委員ヲ置ク事及大會各部ニ屬セザル事項ヲ處理ス
- 5、集會 定例總會ハ二年毎ニ一回トス

既定ノ時日ニ會長事故アルトキハ副會長或ハ書記之ヲ代理シ新會長選舉サルル迄事務ヲ執行スベシ

朝鮮籍第五号

一九四五年十一月三十日

在日本朝鮮基督教連合会  
日本基督教団総会(統)連富田清氏 殿

敬因脱退ニ関スル通告文

一、去ル一九四五年十一月十五日在日本朝鮮基督教連合会が結成サレト同時に日本ニ於ケル朝鮮教会ハ日本基督教「敬」因ヲ脱退スルコトニ決議セリ  
一、ソノ理由トシテハ日本ニ在ル朝鮮教会ハ過去ニ於イテ朝鮮本国ノ宣教機關ト加奈太宣教部ノ宣教ニ依リ設立サレドモ日々発展ヲ見ルニ至リシガソノ后時局ノ趨勢ニ從ヒ官憲ノ圧迫日々加ハリ所謂内鮮一体ノ政策ニ基キ、圖書、礼拝用語、ソノ他朝鮮の一切ノ言語、文字、衣服、風習ヲ禁ゼラレ朝鮮教会トシテ独自の存在ヲ認めラレザルニ至レリ、ソレガ為メニ我が朝鮮教会ハ休ムヲ得ズ日本ニ於ケル各教派ニ加入

在日本朝鮮基督教連合会の  
「敬因脱退ニ関スル通告文」

敬因脱退ニ関スル通告文  
日本基督教団総会(統)連富田清氏 殿  
展開サレト同時に、直應社体制ニ確立可  
為キ有キ余、協議の結果、在日各  
朝鮮基督教聯合会(假稱)ニ組織ヲ引  
下シ、(再宣教會長老執事)發起人ニ推  
挙シ、如左ノ發起人会ニ開催シ、除  
高末全、朴名、敬因外、(当日出席人全  
發起人会ニ構成員)

一九四五年十一月三十日午前九時早司  
大政市東成區猪飼野大道二丁目七十三番地  
日本基督教団東成教會會堂(元大政市東成區)  
三協議事項  
一、在日本朝鮮基督教聯合会成立一件  
二、朝鮮各教派者禁制一件  
三、教會廢合一件  
四、教會財政整理一件  
五、復興傳道運動展開一件  
六、其他

備考  
一、宿舍ニ至リ、特別祈禱會、三十日、早司、  
一、九四五年十一月三十日、大政市東成區猪飼野大道二丁目七十三番地、  
在日本朝鮮基督教聯合会

シ日本の教会トシテソノ存在ヲ維持セントスル措置  
ニ至リシモノノ影響トシテ教勢日々衰微ノ一途ヲ辿  
ルノミナリシガ日本ノ各教派合同シテ日本基督教団  
成立ト共ニ宣教団ニ加入スルニ至レリ  
之レ自然的経路ノ如ク見ユルモ其実ハ矛盾撞着ノ点  
多ク見エザル圧迫ノ力ニ依ル不自然的結果トナリシ  
コトハ明カナリ、此度終戦ト共ニ日本ニ在ル朝鮮教  
会ハ再び朝鮮本国ノ宣教機關ト元加奈太宣教部トノ  
關係ヲ恢復シ朝鮮教会トシテノ本然ノ姿ニ立帰ヘリ  
神カラ与ヘラレタ朝鮮教会トシテノ使命ヲ完ウスヘ  
ク敢テ宣教団ヲ脱退スルコトニ決議セリ  
一、之レハ時勢ニ便乗シ民族的感情ニヨルトカ、信仰  
結社ノ自由ヲ濫用スルガ如キ輕率妄動ノ態度ニヨル  
ニアラザルコトヲ深ク御諒解ナサルト共ニ今後モキ  
リストノ愛ニ依ル友誼の關係及ビ間接的御指導ヲ御  
願ヒスル次第ナリ  
一、久シク貴教団ニ厄介ト御世話ニナリシコトヲ深く  
感謝スルモノトス

一、脱退教会名稱ハ作成次第進テ送附致スベク先ツ朝  
鮮基督教連合会總要一部御送附候間御参考相成度候  
【敬因脱退關係資料】

## 在日本朝鮮基督教連合会發起趣意書

(代 開会辞：在日本朝鮮基督教連合会創立準備委員会)

1945年10月30日

日本のポツダム宣言受諾により、我朝鮮は政治的に独立が約束され、宗教的には信仰の自由が確立された。

回顧して見ると、我朝鮮は過去36年間日本の軍閥政治の桎梏の圧政に呻吟し、第二次世界大戦に至っては、実に塗炭の苦しみの中で、特に我朝鮮基督教教会に対する迫害は殉教の歴史的事実を醸し出した。日本にある朝鮮教会は、過去に朝鮮基督教宣教師とカナダ宣教師の伝道により、各地に雨後の竹の子のように教会が設立され、疲困な労働と孤独な生活環境にある我同胞は教会をなつかしみ信仰による慰労を受けるため集まり、我教会は長足の発展と復興を見るまでになった。

しかし時は、満州事変から支那(マ)事変へ、また世界大戦へと進展する時であり、我朝鮮教会に対する壓迫は加重され、教会は自主性を失い、日本基督教(会)と併合するしかない措置になるや、礼拝に対する説教、讃美、聖書に至るまで日語使用を強要され、教会発展は阻害され、日本基督教各派が一教団へ合同する時、我朝鮮教会も日本基督教団に所属するようになった。

今、日本の敗戦により、朝鮮は日本の覇権より解放されると同時に、日本に居住している我同胞の帰国は日増月加となり、朝鮮教会の利権、資産、備品は日本教会に自然吸収され、残っている朝鮮教会と教友達の存在が稀微となると同時に、今後宣教師の再び活動する基礎まで没落してしまう危機に至っている。そのため、在日本朝鮮基督教教会はここに連合し、教会を廃合、財政整理、教職者招請、教会復興、各文化事業等を画策する必要を切実に感じ、緊急に大同団結を要するようになり、ここに在日本朝鮮基督教連合会を発起する趣意を明らかにするものである。

## 在日本朝鮮基督教連合会發起趣意書(公用会紙)

日本のポツダム宣言受諾により、我朝鮮は政治的に独立が約束され、宗教的には信仰の自由が確立された。回顧して見ると、我朝鮮は過去36年間日本の軍閥政治の桎梏の圧政に呻吟し、第二次世界大戦に至っては、実に塗炭の苦しみの中で、特に我朝鮮基督教教会に対する迫害は殉教の歴史的事実を醸し出した。日本にある朝鮮教会は、過去に朝鮮基督教宣教師とカナダ宣教師の伝道により、各地に雨後の竹の子のように教会が設立され、疲困な労働と孤独な生活環境にある我同胞は教会をなつかしみ信仰による慰労を受けるため集まり、我教会は長足の発展と復興を見るまでになった。しかし時は、満州事変から支那(マ)事変へ、また世界大戦へと進展する時であり、我朝鮮教会に対する壓迫は加重され、教会は自主性を失い、日本基督教(会)と併合するしかない措置になるや、礼拝に対する説教、讃美、聖書に至るまで日語使用を強要され、教会発展は阻害され、日本基督教各派が一教団へ合同する時、我朝鮮教会も日本基督教団に所属するようになった。今、日本の敗戦により、朝鮮は日本の覇権より解放されると同時に、日本に居住している我同胞の帰国は日増月加となり、朝鮮教会の利権、資産、備品は日本教会に自然吸収され、残っている朝鮮教会と教友達の存在が稀微となると同時に、今後宣教師の再び活動する基礎まで没落してしまう危機に至っている。そのため、在日本朝鮮基督教教会はここに連合し、教会を廃合、財政整理、教職者招請、教会復興、各文化事業等を画策する必要を切実に感じ、緊急に大同団結を要するようになり、ここに在日本朝鮮基督教連合会を発起する趣意を明らかにするものである。

(注)この趣意書は、  
1945年10月30日、  
在日本朝鮮基督教連合  
会創立準備委員会  
(於：大阪東成教会)の  
開会辞として、康慶玉  
長老によって朗読され  
た。





在日本朝鮮基督教聯合會創立總會  
(1945年11月15日 於 京都西京教會)

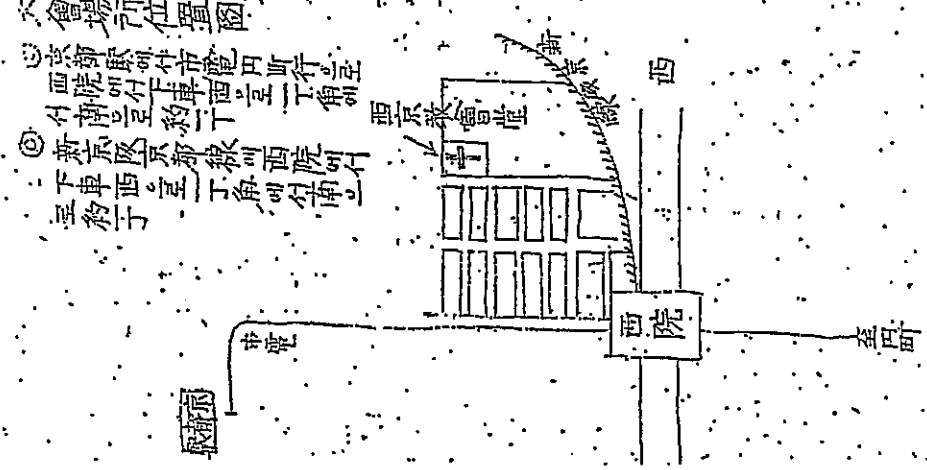
一九四五年十一月八日

# 在日本朝鮮基督教聯合會

創立準備委員長 白  
費中 會 終

頃 恩 史 對 鮮 基 督 教 會 之 世 界 政 治 局 勢 之 變 遷 及 移 民 之 暴 政 可 悲 之 狀 况 而 獨 立 之 體 制 確 立 之 確 據 在 於 本 會 之 創 立 也 茲 將 本 會 之 創 立 大 會 之 開 會 禮 拜 日 之 紀 錄 刊 布 於 後 以 資 參 考 此 佈

日 期 京 都 市 西 區 西 院 街 三 號 西 院 會 堂 於 十 月 十 五 日 午 前 九 時 正 開 會  
信 徒 大 會 特 別 請 到 京 都 市 西 區 西 院 街 三 號 西 院 會 堂 之 信 徒 諸 君 均 宜 準 時 到 會  
代 表 表 示 各 教 會 之 代 表 均 宜 準 時 到 會 以 示 重 視 茲 將 各 教 會 之 代 表 名 單 刊 布 於 後 以 資 參 考 此 佈



資料Ⅶ-6

## 教会状況報告 (1945 年 11 月)

2000.4.25 李清一作成

| 教会名               | 教役者            | 職員 |    | 会員数      |          |          |          | 帰国<br>希望者 | 戦災状況 |    |                                  | 備考<br>(今後維持方針)                                                |
|-------------------|----------------|----|----|----------|----------|----------|----------|-----------|------|----|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                   |                | 長老 | 執事 | 在籍<br>会員 | 現在<br>会員 | 平均<br>出席 | 主日<br>学生 |           | 教会   | 備品 | 教 人                              |                                                               |
| 雑司谷教会             | 吳允台<br>(主管者)   |    |    |          |          |          |          | 7         | 全焼   | 全焼 | 罹災者 7、家屋焼失 3                     | 戦災後、東京中央教会と連合。信徒はほとんど帰国。単独で教会<br>存続はできない。                     |
| 京韓教会              | 全景洌            | 1  | 4  | 13       | 10       | 22       |          | 5         | 全焼   | 全焼 | 罹災者 12、家屋焼失 2                    | 現在の会集会員で経費を負担し、教会は維持できる。経常費累計、<br>約 300 円。                    |
| 深川東部教会            | 金正中            | 1  | 1  | 13       | 13       | 13       |          | 2         | 焼失   | 焼失 | 死亡者 15 人以上、罹災者<br>50 人以上、家屋焼失 10 | 榎森岳執事宅で礼拝、この地帯を中心に伝道し、拡張すれば維持<br>できる。                         |
| 崇徳教会              | 李永喜<br>(主管者)   |    | 4  | 150      | 30       | 20       |          |           |      |    | 罹災者 43                           | 現状維持                                                          |
| 目黒教会              | 劉正斗<br>(代務者)   | 2  | 4  | 15       | 20       | 14       | 2        | 2         | 焼失   | 焼失 | 罹災者 2、家屋焼失 2                     | 現状維持                                                          |
| 東京(中央)代々木教会       | 沈恩澤            | 3  |    | 29       | 15       | 15       |          | 4         |      |    |                                  | 代務者：真山栄                                                       |
| 横浜佐野伝道所           | 李貞愛            | 2  |    | 19       | 9        | 5        |          | 全員        |      |    |                                  | 教会を閉鎖予定                                                       |
| 名古屋児玉教会           | 朴命俊            | 1  | 2  | 60       | 20       | 25       | 0        | 25        | 無    | 無  | 無                                | 1942 年、迫害、弾圧により教会集会は停止され、日本基督教団が<br>管理中である。現在、集会は個人の家で持たれている。 |
| 瀬戸教会              | 朴命俊            | 5  | 3  | 60       | 55       | 60       | 40       | 60        | 無    |    |                                  | 帰国時まで現状維持                                                     |
| 名古屋南教会<br>(名古屋教会) | 赤石義明<br>(主管者)  | 3  |    | 28       | 28       | 22       |          | 全員        | 全焼   |    | 罹災者 11、家屋焼失 2                    | 不動産登記名義人：L. L. Young (栄在馨)                                    |
| 西京教会<br>(京都教会)    | 田口政敏           | 6  | 4  | 78       | 42       | 60       | 85       |           |      |    |                                  | 自力維持                                                          |
| 洛南伝道所             | 田村喜代治          | 4  | 0  | 22       | 17       | 15       | 17       | 11        |      |    |                                  | 日本教会が、朝鮮人のために設立した教会。教会員全員が帰国希<br>望なので、今後、この地域の日本人を中心に伝道。      |
| 大阪西成教会            | 盧震鉉<br>(主管者)   | 1  | 3  | 70       | 30       | 20       |          | 15        | 焼失   | 焼失 | 罹災者 55、家屋焼失 11                   | 代務者：湯谷喜一郎                                                     |
| 東成教会<br>(大阪教会)    | 竹内信<br>(代務者)   | 4  | 9  | 320      | 80       | 60       | 15       |           |      |    | 罹災者 26、家屋焼失 6                    |                                                               |
| 南方教会<br>(大阪北部教会)  | 森田殿丸<br>(主管者)  | 3  | 2  | 71       | 25       | 17       |          | 20        |      |    | 罹災者 1、家屋焼失 1                     |                                                               |
| 樽井教会<br>(祈祷所)     | 辛秉子<br>(代務者)   | 1  | 3  | 32       | 19       | 17       |          | 17        |      |    |                                  | 十一ヶ献金で維持                                                      |
| 堺東教会              | 無              | 1  | 3  | 39       | 7        | 27       | 37       | 全員        |      |    | 罹災者 20、家屋焼失 4                    | 登記名義人：呉沢寛                                                     |
| 川西教会              | 十倉鉄之助<br>(主管者) | 2  | 1  | 40       | 29       | 21       |          | 全員        |      |    |                                  |                                                               |
| 合計                |                | 40 | 43 | 1059     | 449      | 433      | 196      | *241      |      |    |                                  |                                                               |

\*帰国希望者の内、「全員」表記は、現在会員数として計算

## 声 明 書

在日韓国人北韓送還問題について、これが人道的問題として内外に大いなる紛糾を提起するに至り、日本国内に於てこれが全く政治的意図との関連を持たぬ人道的意図のみのものとして与論を喚起しているに對し、我々、在日大韓基督教会及び在日本韓國基督教青年会はその所信を明らかにし、内外の人道的意思に訴えんとするものである。

在日韓国人北韓送還は純然政治的関連を持たぬものとして提出されしものなれども、これに關連し大韓民国、北韓共產政權と日本国との複雑微妙なる政治的渦中に大いなる波瀾を誘起するに至った。その動機、過程及びその結果に於て、余りにも多くの、寧ろ、その全体が政治的問題として帰結するに至った事は吾人の衷心より悲みとする処である、折角日本国の人士が人道的問題として提起せし、この問題がその焦点なる「在日韓国人の自発的要望による北韓送還」なる一点が当初より純粹性を欠き、結果に於て全く無視せられんとしている事の為に吾人の人道的意思に相反する結果となり遺憾に堪えない次第である。特に在日韓國基督教会の信仰的立場より吾人が強く主張せんとする処は、その世界觀的問題であり、これに關連する北韓の現実を知る者として愛する僑胞を靈的且つ生存的死地に追いやる事の堪え難き事である。願はくば、眞実を眞実として世界がこれを取り上げ、凡ての国家の不利益を最少限に喰い止められ、韓日両国の国交に新しき進展をもたらすに至らん事を切望して己まないものである。と同時にこれを機に、在日韓国人六十万の現状を全世界の人道的良心に訴え、その善処を要望するものである。

元來、韓国人の日本に移住せしは、自ら好んでの移住にあらず、日本の植民地政策による半強制的或いは強制的勞働力提供によるものであった。一九〇五年韓國を日本の保護国とし、一九一〇年日韓兩國の合併を見るに至ったが、併合条約は兩國の平等の条約にも拘らず、日本は合併と同時に武斷植民地政策を行い、一九〇五年より一九一八年土地調査事業、一九二〇年より産米増殖政策と二大政策を実施するにより、韓國の農家は破産の状態に陥るに至った。一九二四年朝鮮總督府内務局社会課の農家經濟調査表によれば、純農家二、七二八、九二一戸中、破産せし農家一、二七三、三二六戸、即ち、その四六、六％とある。斯して、その生活根柢を失ひし農民に活路として開かれしが日本への移住であり、而して半強制的に日本へ勞働力として送り込まれたのであった。その殆んどは大阪、神戸、八幡、広島、岡山、川崎等都市を中心とする工場地帯に群をなして居住し、又、各地の様々な建設工事に勞働力として居住するに至った。一九一〇年——一九三九年の三十年間に一、〇二三、五五八名が渡航し、最低の賃金を以て使役されている。一九三九年末、第二次世界戦争勃発と共に徵用として、全く強制的に移住せしめられし者、八二二、一一一名であり、北は北海道より南は九州迄到る所の炭坑に、軍需工場に勞役せしめられた。今日、日本の隅々迄韓国人の居住せるはこの為である。毎日十時間以上、全く無報酬に近く、侮辱と虐待を受けつゝ驅使された。或は逃亡を妨ぐる為柵内に監禁され、或は発熱を押して就役せしめられ、汗と血と生命を犠牲にして半奴隸的或いは奴隸的に日本国建設の重要な役割を果さしめられた。

終戦と共に帰国の自由を与えられたが、既にその数二一〇万となり当時北韓帰国希望者九、七〇一人にて、その他凡ては南韓帰国希望者であり、その九六％であった。それはその出生地を南韓に持っているからであった。聯合軍はこれらの人々をその自由意志に従ひ帰国を開始せしめ、一九四八年四月一日迄南韓帰国者公式九三七、三二三名、非公式的五十万と云われ、合計一、四三七、三二三名、北韓帰国者三五一名であった。

一九五〇年韓國動乱により帰国は中止され、六十万と云われる数が現在日本に居住している。これらに對し、日本政府は一九五二年法律第一二六号第二條六項に「在留資格を有することなく本邦に在留することができ」と規定した。この条文により在留韓国人は根本的差別待遇を受くる事になり、就職、就学の困難と金融、生存の制約を受け、今日、全体の八割がその生活根柢を失うことになった。

今回の北韓送還問題は、その裏に於てなされし斯る飢饉に喘ぐ者への北韓共產政府の政治的誘導が具体的に露頭せるものといふべきである。「北韓に樂土が待つ」との宣伝は貧困に悩む者への好餌であったからである。而も、日本政府は過去の斯る非人道的行為に對して何らの人道的償いもせず、却って人道的なる美名の下に北韓共產政權の虚偽、欺瞞的な数字を取り上げ、北韓送還を敢行せんとする事はあまりにも人道に反する措置であるといわねばならない。こゝに於て、我等、在日大韓基督教会及び在日本韓國基督教青年会は切実なる念を以て次の事を要望する次第である。

日本國民は過去に於て、日本国の建設に生命的犠牲を提供せし在日韓国人に對し、人道的見地より差別的待遇を撤廃し、優越感を捨て、眞の愛情と友好を持ってその生活の安定を保証し、社会保障と就職、就学、金融、厚生、の道を開き、眞の人道的精神を斯る具体面に於て發揮される事こそ、韓日両國民の過去一切の感情を取り去る眞の友好關係の礎となる人道的緊急事である事を信じ、これを切に要望して、全世界人士の人道的良心に訴え、声明とする。

一九五九年三月十日

在日大韓基督教会總會

在日本韓國基督教青年会

## <標 語>

그리스도를 따라 세상으로

キリストに従ってこの世へ

Forward! Following Christ into  
the World

宣敎 70周年을 향하여

## 宣敎三大目標 (1968~78)

### 1. 敎會에 革新을

먼저 안에서 새로워지며 섬기는 중의 자세를 갖추  
게 한다

### 2. 同胞社會에 變革을

나가서 서로和睦하게 하며 健全한 社會建設에 貢  
獻하여 民族의 빛이 되게 한다

### 3. 世界에 소망을

만민에게 그리스도의 주권을 증거하며 참 이웃이  
되게 한다

## 宣敎1968~78 實 踐 目 標

1. 補助敎會는 自立하고 自立敎會는 開拓伝道에 注力한다
2. 우리同胞가 大都市 中心으로 集中되어가는 実情을 把握하여 開拓伝道を 成案  
實踐하며 많은 同胞가 福音에 접촉될수있는 機會를 만든다
3. 敎會間의 敎役者 交替를 도모하며 伝道局 敎育局 青年局 婦女局에는 主事等  
을 두므로 新宣敎 体制을 確立한다
4. 모든 年齡層과 職業層에 信徒運動을 活潑하게하고 이를 推進하기 위하여 基  
督敎會館(K.C.C)을 建設한다
5. 福音新聞 伝道紙 在日大韓基督敎會歷史 記念論文集等を 發刊하므로 文書活動을  
積極 推進한다
6. 敎會는 地域社會의 모든 生活領域에 積極 參與하므로 社會變革에 貢獻한다
7. 宣敎研究機關은 地域社會 全般의 問題를 研究하며 各界 各層과의 對話를 도  
모한다
8. 同胞外 地域社會를 위하여 幼稚園 學園 學生센터 寄宿舍 地域社會를 센터  
養老院 共同墓地를 建設하고 既成學園 한센 病院 其他기관에 협조한다
9. 同胞 青少年 指導 育成에 尽力한다
10. 世界 이웃民族에게 宣敎師를 보내는 敎會가 된다
11. 敎會一致와 連合宣敎를 위하여 世界및 地域 基督敎機關과 緊密한 連絡을 가  
지며 特別 視聽覺敎育 産業伝道 其他方面에 協同 推進한다

## 資料Ⅷ-14

## 「在日大韓基督教教会總會の社会的責任に関する態度表明」

在日大韓基督教教会第26回総会に参集したわれわれは、主イエス・キリストの召しをうけ、日本社会で福音を証している。

今日、日本の特殊な社会状況の中で、在日韓国人61万民族が、将来の方向を模索しているこの時にあたり、われわれは最近おこりつつある事態に深い関心を寄せつつ、以下のごとく、われわれの社会的責任に関する態度を表明するものである。

1968年、われわれは在日大韓基督教教会宣教60周年を迎え、「キリストに従ってこの世へ」なる標語をかかげ、これを記念してきた。この標語が意味し志向しているところは、過去われわれの教会が歩んできた歴史を導き給う神の摂理のみ業を感謝しつつ、われわれの宣教の基本的姿勢が、福音信仰の帰結として、キリスト者は、その生きている社会に変革をもたらすべき責任ある役割を担っていることを確認したことにある。われわれは、今日まで歩んできた過去を反省する時に、社会においてキリストを信ずる者としてふさわしい証しの生活をなしえなかった怠慢を率直に告白する。

今まさに、在日韓国人61万同胞はそれぞれの政治的立場に立ち、永住権獲得、国籍変更運動等を展開しつつ、将来の道を模索している。われわれ在日韓国人キリスト者は、61万同胞がこの国に居住するようになった歴史的背景と、同胞がいかに多くの血と汗を流してこの社会で犠牲となり、また貢献してきたかを顧みる時に、永住権は、在日韓国人61万のたれかれを問わず、付与されるべき正当な権利であることを主張すると同時に、この付与されるべき永住権が、在日同胞の要求する内容に合致するものになるよう積極的に努力し、推進することを期するものである。

われわれ在日韓国人キリスト者は、和解の福音を信ずる者であるが故に、民族の統一と、同胞が一致団結し前進する方向に深い関心を寄せている。したがって、永住権獲得運動が、政治的事情その他の理由のために、その権利を与えられずにいる同胞たちに極端な差別がもたらされるであろう事態を憂慮し、このようなことがおこらぬよう、キリスト教的正義と愛の立場から発言すべきであることを表明する。

われわれは、この国に住むキリスト者として、日本国家の動向にも深い関心を抱き、歩むべき方向を模索しているこの国のために、とりなしの祈りをささげなければならない。

特に現在、靖国神社国営化法案と、出入国管理法が次の通常国会に上程されるかも知れないとの消息を耳にする時、過去、この国が韓国をはじめとするアジアの諸民族との関係の中で持ってきた不幸な歴史が、再びくりかえされぬよう切に願わずにはおれない。

ことに、出入国管理法が、在日外国人—その大多数を占める在日韓国人の基本的人権を保障し、神により創造された人間の尊厳性と自由を保障しないならば、われわれはこの法案に全面的に反対すると共に、政治的・社会的ないかなる差別体制をも変革していくことこそ、キリスト者の使命であると再確認するものである。

われわれは、去る6月に臨時総会を開催し、都市化過程の中で在日韓国人が最も多く集中している大阪に、「地域センター」(KCC)建設を決議した。莫大な財源と人材を動員するこの事業も、われわれが住んでいる地域社会に対し、責任ある参加をしようとする行動のひとつと見て、積極的にこれを推進するものである。

われわれは、まことに小さき群れであるけれども、イエス・キリストが歴史の主でありたもうことを信じ、この現時点、在日韓国人同胞が置かれている状況のまっただ中で、われわれを召したもう全能の主に応答していくとともに、福音宣教と社会に仕える使命をおび前進できるようにと、主のみたまを祈りつつ、在日61万同胞とともに、未来に向かってさらに創造的な歴史形成をなさんことを表明するものである。

1970年10月15日  
在日大韓基督教教会第26回総会総会議員一同

## 日本出入国管理法案反対声明書

過日の日本政府の閣議によって、近々、国会に上程されようとしている出入国管理法案に対して、わたしたち在日大韓基督教教会総会は、ただ単に、在日外国人としてのみならず、キリスト者としても、多大の憂慮を覚えずにはおられないのであります。

わたしたちは該法案を慎重に検討した結果、その内容と基本精神は、在留外国人を保護するという近代国際通念とは逆に、その活動の規制を強化し、抑圧しようとする意図をもって、従来の日本出入国管理令を改悪立法化しようとするものであるのみならず、基本的人権を侵害する危険性が多分にあることを憂慮し、キリスト教精神の立場からも黙していることはできず、ここに本教団は該法案の内容に対して絶対反対するものであることを声明します。

一九六九年四月一六日

資料Ⅷ-13

在日大韓基督教教会總會

総会長 呉 允 台

東京都新宿区若宮町二四

電話 二六九—二九〇九

## 靖国神社法案反対声明書

この度、自民党が靖国神社の国営化をはかり、国会に法案を上程しようとするに際し、在日大韓基督教教会は、以下の所信を表明するものであります。

本来、宗教は個人の自由において尊重されるべきものであり、国家が強制ないし、干渉してはならないものであります。従って靖国神社の国営化は国家宗教の制定につながり、「宗教の自由」を否定するものであります。

さらにわたしたちは、第二次大戦中日本の軍国主義が、国家神道を背景として、アジアの侵略にのり出し、「神社参拝」問題によって韓国教会の「信仰の自由」が抑圧され、教会の本質さえも危殆に瀕せられたことを想起するものであります。今回の靖国神社の国営化は、かつての過ちを再び繰返す危険性を醸していると考えられるので、わたしたちは、ここに強く反対を声明すると共に、日本がアジアにおいて、自由にして、民主的な平和国家として進むことを希望するものであります。

一九六九年四月一六日

在日大韓基督教教会總會

総会長 呉 允 台

東京都新宿区若宮町二四

電話 二六九—二九〇九

## 宣 教 基 本 政 策

### 前 文

在日大韓基督教會總會（以下「總會」と略称する）は、韓民族の国家的悲劇が始まった今世紀初頭以來、祖国を離れ日本に居住するに至った同胞の中において、共にいましたもい主なる神の御旨により形成された教会である。同時に總會は、民と共なる歩みの中で、その存在を明らかにしてきた。

總會は、同胞と共に、日本帝國主義の隷屬下における恥辱と、そこから解放された栄光を分かちあう中に、その歴史を積みかさねてきた。勿論、その歩みは、必ずしもすばらしい歩みばかりではなく、時には辱しめと屈辱のそれであった。しかし、それにもかかわらず、總會が志向し、また前進せんとした動機は、いつであれ、われらの主イエス・キリストの福音にあったのである。なぜならば、まさにこの主が、民の辱しめを御自身のそれとして身に引き受けられ、人間の解放のために受肉されたのであり、總會はこの出来事に己れの存在根拠を置くからである。

今日、總會が困難な状況下にあつて40をこえる宣教の提点を形成し、日々に成長しているのは、まさに、總會が志向するところを成しとげて下さる神の恩寵の御業と先達たちの労苦と犠牲によるところなのである。それ故に、われわれが總會の過去と現在と未来を思ふ時、何よりも先ず、われらの主なる神に感謝せずにはおれないのである。

けれども、今この時点におき、總會の宣教の業へと召しを受けたわれわれが、その宣教基本政策を樹立せんとするにあたって、われわれは先ず、主なる神と同胞の前に敬しを述べねばならないのである。ことに、わが民族が「日帝」支配の下から解放されて以後、今日に至るまで、われわれはわれわれに与えられた機会を最大限に生かして歩んでこなかったのみならず、祖国を離れ、この日本の地に生きるという特殊、かつ複雑な状況のもとにあつて、われわれは、歴史の流れに対する深い洞察を持ちえなかったのである。

解放直後、各地に散在する信徒たちを集め、教会を再建する業に没頭するあまり、変革と新しい形成をなすべき時期にあった民族の苦悩を、己れのそれとして担うことをしてこなかったのである。

教会の使命は、教会固有の使命を果そうとする時に生きたものとなり、そしてその使命は生命が燃焼する時に遂行されるのである。われわれは、こうした教会の「生命」と「使命」の関連性をないがしろにしてきた総会の姿を自らのうちに見いださねばならない。召しを受けた歴史状況に正しく応答できず、自己保存に汲汲となる時、教会はその生命を失っていくのである。総会の中にこうした点に起因する教勢不振、青年運動と教会学校の衰退等の現実をわれわれは見るのができる。更にまた、われわれの教会にあるこうした病的自己保存の姿勢のゆえに、同胞たちの生の領域から教会は疎外されてしまい、民衆のため建てられた教会が、同胞社会の苦悩の中心から目をそらしてきたことも事実であった。それ故に、一九六八年宣教六〇周年をむかえて「キリストに従ってこの世へ」という主題のもとに教会革新をはかってきたのである。

われわれは今、主イエス・キリストが召したもうその原点に立ち帰らんがために、徹底した悔い改めをなさねばならない。そして、この世界と全人類のために十字架の苦難を甘受したもうた主イエスのみあとに従うことにより、自己保存的・自己中心的教会主義を克服しつつ、復活の主の力を身におび、遣わされた場へとかけ参じていかねばならない。そしてもし、その遣わされた場が、今日日本に流浪し、旅人としての生を日々生きている同胞の中であるならば、われわれは今一度この民族と苦難を分かちあい、その生が福音のさししめすところの解放を得るために戦わねばならないのである。

## 基本的課題

総会の宣教の使命には、二つの課題がある。また、二つの原理の相関関係により形成されるさまざまな実践的課題が、統一的に理解されねばならない。

第一、総会は復活の主イエス・キリストが語られたところの「地の果てにまで行きわが証人となれ」との命令に応答する教会にならねばならない。この使命を正しく遂行するために、われわれは、わが同胞の散在している

隅々にまで福音の光をかがけていかねばならない。同時に、われわれは、わが民族がまったき人間として生きる救いの業に、最大の関心を払わねばならない。

第二、総会は、神が支配したもう終末論的歴史の中に置かれている。しかし、この現実の歴史は、いまだにあらゆる悪がさまざまな形態を取ってその力をふるっている舞台でもある。この日本社会にあってわが民族が、政治的・社会的・思想的抑圧を受けている現実もその一面であるといえる。そして、そこでの救いの現実とは、民族の「生」における全領域が、こうした抑圧から解放されることでもある。

ここからわれわれは、上述のような終末論的歴史観に立ってキリストによる救い、わが同胞の人権擁護と福祉問題とが、福音宣教の業と全的關係を持つてくるのだとの理解を、われわれの総会における宣教基本政策の基本的姿勢としてとるものである。

このことはまた、キリスト者の生のあり方におき、信仰と愛による行ないと分離できない統一と調和の關係としてあらわれ出るものである。われわれは、この両者を切り離し、その一方だけを強調しようとする神学は、傾向性をおびた神学として警戒せざるをえないのである。一九七一年度第27回総会は、上述のような基本的課題を担って前進せんがために、総会の三つの職務である「伝道」「教育」「奉仕」に立脚し、それぞれ「伝道」「教育」「社会」の三大活動部門を設置する機構改革を行なった。このたびのこの宣教基本政策も、それに従って具体化されることが緊急に求められているのである。

## 伝道

(1)一九六八年宣教60周年を契機に試みられた「福音が宣べ伝えられていない地域への開拓伝道」は、ひき続き推進されねばならない。

(2)日本社会の都市化に伴う同胞人口の動態に立脚した教会配置と、多様化されていく社会生活の中にある同胞たちに対する共同牧会を試みる必要がある。

(3)人間関係が疎遠になっていく現代社会にあって、民族性をますます喪失しつつある同胞の結びつきを強固に

するため、同胞が比較的多く集中して居住する地域の中心に教会堂を建て、同胞を多く集めることと同時に、その周辺地域に〈家の教会〉を形成する必要がある。

(4)信徒全体に、宣教のため組織的訓練と使命感を高めることを通して、その機能に応じ多様な宣教(文書・戸別訪問・産業・病院・学園等における)に参加させるようにすること。

(5)以上のごとき信徒全員の動きを通して、一九七〇年代には最少限一万人の信徒の教会へと成長して行かねばならない。それ故、各個教会は支部教会あるいは家の教会(伝道所)を設置することに全力をあげることにする。

## 教 育

(1)総会の教育理念は、主なる神から附与された人間の可能性が実現され、恩寵の下にある生を自覚させるその過程に基礎を置き形成されるものである。従ってこれを阻止するいかなる抑圧形態であれ、束縛状況であれ、われわれには、人間解放の業のゆえに、戦いの課題となるのである。「在日同胞」の場合、日本社会とそこにおいて受ける教育のゆえに失なわれていく民族の自主性(「自己同一性」と、人間としての主体性の回復が、われわれの緊急な課題になるということである。キリストの福音には、われわれの置かれた状況の中で、こうした自己回復をなさしめる力があるのである。

(2)こうした教育理念に立脚したカリキュラムを作り、神の恵みとキリストの救いによる人間の真の自由と解放の福音とを中心にする。民族の歴史と文化の教育を、その枠として形成する。かくして、まことの自由を発見し、神と隣人との関係において正しく自己自身の場へと赴き行くことが可能となるのである。

(3)教会教育を通して、信徒の生涯教育の基礎を確立せねばならず、同時に礼拝と祈りに注力するのみならず、教会をより広い教育の場として考えねばならない。

(4)教会における職務を担う指導者(教職者と信徒)の養成と再教育のため、指導者養成基金を作り、全教会がその育成の業に力を注ぐ必要がある。

(5)総会は、既成民族学園との関係を各方面において樹立することと併せて、直営の学園新設を研究し、保育事

業を奨励しつつ、教育を通しての福音宣教にもあとおしする必要がある。

## 奉 仕

(1)キリストの生涯とその救いは、自己否定と犠牲的奉仕を媒介として成就された聖なる業であり、キリスト者はその主のみあとに従いまつる群れである。キリストの愛は、あらゆる場合において人間を完全に回復せんがためになす奉仕の努力でもあるといえよう。在日60万余の同胞たちが居住する今日の日本社会においての総会の先ずなすべき奉仕活動は、抑圧されている同胞たちの基本的人權の回復の業として、あらわれねばならない。

だからわれわれは、各方面において、社会活動を推進せねばならない。社会正義の確立のためになすわれわれの活動は、福音を証しする具体的行動と関連づけられねばならない。

(2)KCC(大阪韓国基督教会館)は、総会が模索している社会奉仕のひとつの象徴である。それ故に、これは大阪生野地区に限定される運動ではなく、今後各地域において同じようになされるべき運動である。この運動は「在日」韓民族の基本的人權の獲得と、住民の福祉向上と、少数者の権益擁護のため「よきサマリヤ人」としての奉仕活動を、その趣旨とするものである。

(3)祖国統一は、われわれ五千万同胞の悲願である。総会は、祖国を離れて生きる「在日同胞」たちに仕えるべき立場にあると共に、海外に住むという与件を生かして、祖国の南北統一と和解をなしとげるために何らかの貢献をすべき責任を担っている。それ故に、自由と正義が貫徹された民主政権が、統一された祖国に樹立されんがための祈りとあらゆる奉仕の努力を注ぎ出すものである。

(4)総会は、61万同胞が、日本に居住するに至った事実に関し、日本の近代化の過程におき、くりひろげられてきたアジア侵略という不幸きわまる歴史の因果関係の中において、その政治的、経済的要因と結果を明らかにせねばならぬ。だが、歴史を単に因果関係としてだけ解釈するのではなく、神が御業をなされる舞台として、理解するものである。だからこそ、この地に生きることを感謝しつつ、われわれの存在が、日本社会をして、主なる神の望みたもう歴史の方向へと止揚させていく役割をさえ与えられていることを誇りとするのである。そこにお



き総会は、人間と歴史に対する預言的活動、祭司的活動が、両民族の自主的な親善関係を結ぶにあたり、貢献するものをもつといえるのである。

(5) 総会は、在日同胞の諸団体との対話と共同の活動を模索する中で、社会的奉仕と、民族的紐帯の強化につとめるものである。

## 自立と協力関係

総会は、日本社会におき、今なお働きたもう主イエス・キリストの召しに応えるべき主の弟子の群れである。それ故に、われわれが、自分に与えられた使命を遂行し、上に述べた全ての課題を担いその自的とするところを成就するためには、総会の主体的決断とその姿勢が先ず確立されねばならない。これをなしとげるために、われわれは、われわれの人材とあらゆる資源を主の祭壇にささげねばならない。

総会が、主体性を確立するというのは、単独孤立を宣言するということではない。キリストの教会は、普遍的意味における《聖なる公会》を告白する群れであるから、われわれは必然的に、世界教会の一体に連なるわけなのである。

総会の今日に至るまでの歴史をふり返る時に、母国教会が、われわれのために働き人を派遣してくれたし、また、カナダ長老教会との長い宣教関係も、総会の世界教会との協力を物語るものである。けれども、この時点におき、過去の宣教関係を整理し、新たに結ばれるところの宣教関係が、20世紀の世界教会運動がもたらした豊かな成果を反映させねばならない。

現代の世界宣教は、教会の相互関係を通じて、神の御業に参加することにより遂行される。宣教のための教会の相互関係は、宣教地に置かれた教会の主体性を互いに尊重しあうことを通して確立される。19世紀的派遣教会が主導した宣教関係は止揚され、遣わされた人材や資源が、派遣される教会におき統合されねばならない。

総会が、こうした場を持つ教会へと成長したことを神に感謝すると共に、われわれが、帯びている主体的責任を再確認せねばならない。また、われわれは、無制限に姉妹教会の人材と資源に依存することはしまい。むしろ、

われわれが担い切れぬ困難なまた、緊急を要する領域における宣教協力を期待しているのである。

われわれは、世界教会運動を、教会の一致と、福音をその置かれた地域において証しして行く課題としてうけとめる。総会が、母国諸教会と深い紐帯をもち、日本NCC(キリスト教協議会)CCA(アジア・キリスト教協議会)WARC(世界改革教会連盟)WCC(世界教会会議)に加盟し、今日の教会の生命と使命を分かちあっているのは、まさにこのことを意味する。われわれは、宣教の相互関係を確立することにより、宣教協力を受ける教会にとどまるのではなく、われわれ自身が、その受けし神の賜物を、世界教会と共有しあうて行く教会へと成長せねばならない。

われわれが、一九七三年初めにJNACC(日本・北米両地域宣教協力委員会——日本キリスト教団・北米教会・カナダ諸教会が会員)に加盟したのは、他の地域にある教会と、神の恵みを互いに分かちあいつつ、同一の経験をもつ教会との共同の使命を担っていくべき道を模索せんがためであった。

## 結 論

神の宣教は、聖霊の働きにより実を結ぶに至る。われわれが、どのような政策を樹立するとしても、それが聖霊の器として用いられることなくば、何の意味もない。それ故に、ただこの時点では、三位一体の神の聖なる御旨が、われわれの中に豊かに成就されていくことを祈りつつ、各々受けしところに従って、聖霊の大きな恵みとその経験を、喜びをもって証しして行かれる群れとして成長することを祈り、ひたすら、主に心と体とをささげたく思うものである。マラナ・タ(主よ、来たりませ)!

## 日本基督教団と在日大韓基督教会総会との協約

### I 序

日本基督教団と在日大韓基督教会総会は、1984年2月8日をもってそれぞれの教会の歴史とその独自性になって、より深い教会的交わりと宣教協力関係を樹立する。

日本基督教団は、神のみまに、在日韓国人キリスト者たちとその同胞に対する戦前、戦後にわたる罪責を告白し、今日の在日大韓基督教会との協約締結を感謝する。教団は、第2次世界大戦下にみづから戦争に協力するのみならず、在日朝鮮基督教会を、主体性を奪ったまま日本基督教会の一部分として教団に組み入れ、日本帝国主義の戦争への協力を強制した。戦後、在日韓国人キリスト者たちが教団から脱退して、在日朝鮮基督教会連合会（のちの在日大韓基督教会総会）を形成していったとき、教団はこれを真摯に受けとめることをせず、また1967年の「戦争責任告白」にもとづいて韓国3教会と協約を締結するときも、仲介の労をとられた在日大韓基督教会に対しては、謝罪の上に立った協約を結ぶこともなく今日に至っている。われわれ教団は、日本が戦前戦後を通じてアジア諸国の人々を抑圧していることを認識し、国の内外を問わず、この抑圧下にある人々とその教会への責任を覚え、在日韓国人・朝鮮人問題を受けとめてそれに取り組む、在日大韓基督教会との言葉とわざによる宣教協力をその課題とすることを決意する。

在日大韓基督教会は、苦難と迫害の70年の歴史を歩んできた。本国の教会は、殉教の死をもって日帝の暴政に抵抗した。在日大韓基督教会でもさまざまな抵抗がなされたにもかかわらず、徹底性は欠いた。さらに1941年日本基督教団発足にさいして、一方的に強制編入させられた事実について、解放後真摯な悔改がなされていない。1945年以降、在日大韓基督教会は、独自の宣教のあゆみをはじめるために日本基督教団を脱退し、今日に至っている。さまざまな弱さを負いつつも、在日大韓基督教会は日帝時代と変わらぬ差別と抑圧を受ける同胞に対して、キリストの福音の宣教を通じて救いを得させ民族主体性の確立に努めてきた。解放後、日本基督教団とは、これまでエキュメニカルな場で、福音宣教の業に共にたずさわってきたこともあったが、宣教協約締結の必要性を認識するに至らなかった。しかしこの度両教会が宣教協約を締結することは、両者の和解の実を結ぶはじめであり、日本における福音宣教に新しい次元をつくりだすものと信じる。

両教会は旧・新約聖書にもとづいて主イエス・キリストを共に告白し、相互の信仰告白(信条)と教憲教規(憲法)を尊重するところにその教会的交わりの基礎をおき、更に密接な相互関係を進めることに合意した。

以上の合意にもとづいて両教会の関係が教区(地方会)、各個教会相互の間において進められることを願いつつ、以下の協約を結ぶものとする。

### II 協約

1. 日本基督教団と在日大韓基督教会はそれぞれの職制と聖礼典を相互に認める。
2. 日本基督教団と在日大韓基督教会は可能な限り各方面での宣教協力を約する。
3. 日本基督教団と在日大韓基督教会は特に在日韓国人・朝鮮人の人権問題へのとりくみについての協力を約する。

### III 実施要綱

1. 以上の協約を推進するために協力委員会を設置し、少なくとも年1回の会合を開くこととする。この委員会の招集者は両教会の総会議長(総会長)とする。
2. 交流の窓口は、日本基督教団総幹事と在日大韓基督教会総会総務とする。
3. 教区(地方会)、各個教会レベルでの交わりと宣教協力の推進の為に、両教会の合意の下に「指針」を作成する。
4. この協約はそれぞれの教会の総会の決議を経て発効する。

### IV 運用規定

1. 両教団の一方に属する教師が、他方にその教師籍を移転しようとする場合の資格審査は、それぞれの教憲教規または憲法に関する試問にとどめる。(日本基督教団教規131条、在日大韓基督教会総会憲法第19条)
2. ただし、教師籍移転志願者は、それぞれの所属する教団の承認を得るものとする。

## 在日大韓基督教会総会와 日本基督教団과의 協約

### I 序

在日大韓基督教会 総会와 日本基督教団은 1984年2月8日 제각기의 教会의 歴史와 그 独自性에 입각하여 보다 깊은 教会的 교제와 宣教協力 關係를 樹立한다.

日本基督教団은 하나님 앞에서 在日韓国人 그리스도인들과 그 同胞에 대해 戰前戰後에 걸친 罪責을 告白하며 오늘의 在日大韓基督教会와의 協約締結을 感謝한다. 教団은 第二次世界大戦下에 있어서 스스로 戦争에 協力했을 뿐만 아니라 在日朝鮮基督教会의 主体性を 빼앗은채 日本基督教会의 한부분으로서 教団에 가입시켜 日本帝国主義의 戦争에서의 協力を 強요했다. 戰後 在日韓国人 그리스도인이 教団에서 脱退하여 在日朝鮮基督教会連合會(오늘의 在日大韓基督教会)을 形成하였을때 教団은 이를 진지하게 받아들이지 않고, 또한 1967年「戦争責任告白」에 입각하여 韓国三教会와 協約을 締結할 때도 중개의 역할을 한 在日大韓基督教会에 대해서는 謝罪하는 뜻에서 協約을 맺지도 않고 오늘에 이르렀다. 우리 教団은 日本이 戰前戰後를 통해 아세아諸國의 人々를 抑壓하고 있음을 認識하고 国内外를 막론하고 이 抑壓아래 있는 人々들과 그 教会에의 責任을 느껴 在日韓国人・朝鮮人問題를 받아 돌리고 이를 擔當하여 在日大韓基督教会와의 말씀과 행위에 의한 宣教協력을 그 課題로 삼을 것을 決意한다.

在日大韓基督教会는 苦難과 迫害의 70年의 歴史를 걸어왔다. 本國教会는 殉教의 죽음을 가지고 日帝暴政에 抵抗하였으며, 在日大韓教会도 여러모로 抵抗해 왔으나 徹底性이 결여했다. 더욱이 1941年 日本基督教団發足에 있어서 일방적으로 強制編入당한 사실에 대해 解放後 참된 悔改가 있지 않았다. 1945年 以後 在日大韓基督教会는 独自の인 宣敎의 길을 걷기위해 日本基督教団을 脱退하여 오늘에 이르렀다. 여러모로 苦難을 갖고 있지만 在日大韓基督教会는 日帝時代와 변함없는 差別과 抑壓을 받는 同胞에 대해 그리스도의 福音의 宣敎를 통해 구원을 얻게하며 民族主体性의 確立에 노력해 왔다. 解放後 日本基督教団과는 지금까지 에큐메니칼 運動關係에서 福音宣敎의 사명에 함께 참여해온 일도 있었으나 宣敎協約締結의 必要性을 認識하기에 이르지 못했다. 그러나 이번 兩教会가 宣敎協約을 締結하게 됨은 兩者가 和解의 열매를 맺는 시작이며 日本에 있어서의 福音宣敎에 새로운 차원을 만들어 내는 것으로 믿는다.

兩教会는 旧・新約聖書에 입각하여 주 예수・그리스도를 함께 告白하며 相互의 信條(信仰告白)와 憲法(教憲教規)을 尊重하는데 그 教会的 교제와 基초를 두며 더욱 더 밀접한 相互關係를 추진함에 合意했다.

이상의 合意에 의해 兩教会의 關係가 地方會(教區) 各教会의 相互間에 추진될 것을 바라면서 다음과 같이 協約을 맺는다.

### II 協約

1. 在日大韓基督教会와 日本基督教団은 제각기의 職制와 聖禮典을 서로 인정한다.
2. 在日大韓基督教会와 日本基督教団은 가능한한 各方面에서의 宣敎協력을 약속한다.
3. 在日大韓基督教会와 日本基督教団은 특히 在日韓国人・朝鮮人の 人權問題를 다루는 데協力を 약속한다.

### III 實施要綱

1. 이상의 協約을 推進하기 위해 協力委員會를 設置하고 적어도 年1회의 모임을 갖기로 한다. 이 委員會의 招集者는 兩教会의 總會長(總議長)으로 한다.
2. 交流의 窓口는 在日大韓基督教会 總會總務와 日本基督教団 總幹事로 한다.
3. 地方會(教區), 各教会레벨의 교제와 宣敎協力の 推進을 위해 兩教会의 合意아래「指針」을 作成한다.
4. 이 協約은 제각기의 教会總會의 決議를 거쳐 發効한다.

### IV 運用規定

1. 兩教団중의 한편에 屬하는 敎役者가 다른 편에 移籍하려고 한때의 資格審査에 있어서는 各教団의 教憲 教規 또는 憲法에 관한 試問으로 한다(在日大韓基督教会總會 憲法第19條, 日本基督教団 教規131條)
2. 단 敎役者중 移籍志願者는 各各 所屬教団의 承認을 얻어야 한다.

# 宣教協力にあたっての指針

在日大韓基督教会総会  
日本基督教会団

## 目 文

日本基督教会団と在日大韓基督教会総会は1984年に協約を締結した。協約を實踐するのために、両教会の宣教協力委員会は協議を重ね、1986年、「在日大韓基督教会総会と日本基督教会団の宣教協力にあたっての指針」を作成し、協力を強めてきた。両教会は宣教協力と在日韓国・朝鮮人の人権問題への取り組みを軸にして歩んで来た。

各教会、教区、地方教会は合同礼拝、合同研修会、人権問題など様々な取り組みを共同で行い、協約を實踐化した。

在日大韓基督教会総会の開拓伝道にあたっては、日本基督教会団の教会の協力（会館の使用など）が在日大韓基督教会総会の大きな力となってきた。

また外国人登録法の改正運動の取り組みは一定の成果をおさめ、それがエキシユメ・カル運動に大きな役割を果たしたといえる。

その中で、在日大韓基督教会総会の宣教のために行った「宣教協力献金」は、両教会にとって感謝であった。

移住労働者や短期滞在者の問題、宣教課題の多様化などを考えると、両教会は与えられている使命を共同で果たすために、対等な関係を築きつつ、更に協力関係を築く必要がある。

それを踏まえて「指針」を改訂する。新たに「指針」に「日本基督教会団と在日大韓基督教会総会の協力」を加え、また、「宣教協力委員会」の下に「宣教協力実務委員会」を設置し、協力の具体化をめざすこととする。

## 日本基督教会団

日本基督教会団と在日大韓基督教会総会の協力

日本基督教会団総会に在日大韓基督教会総会の代表を招く。

「教団新報」、「教区報」などを通して在日大韓基督教会総会の情報を共有する。

また、「教団新報」を在日大韓基督教会総会に送る。

具体的な宣教課題を共有するため

## 在日大韓基督教会総会

1. 在日大韓基督教会総会と日本基督教会団の協力

1. 在日大韓基督教会総会に日本基督教会総会の代表を招く。

2. 日本基督教会団の情報を教団に知らせる。また、「福音新聞」を日本基督教会団の各教区に送り、在日大韓基督教会総会の情報を知らせる。

3. 常設委員会（伝道局、社会局、教

等）に在日大韓基督教会の人々を招き、特に子ども、青年の交流を進める。

5. 日本基督教会総会との合同礼拝（聖餐式、交流会、連合クリスマス集会等）を開催する。

在日韓国・朝鮮人の人権問題に在日大韓基督教会総会と共同して取り組む。

## 教会の協力

互に主体性を明確にし、違いを尊重し、そのことによって、互いの教会の宣教の内容が豊かになることを目指す。

在日大韓基督教会総会と積極に協力関係を築きつつ交流する。

教会の通報などを通して在日大韓基督教会総会の教会の情報を知らせる。

3. 日本基督教会団の教会との交わりを行い、贈り物、合同礼拝、伝道集会、女性・青年集会、子ども夏期学校等を積極的に行う。

4. 日本基督教会団の教会の教会学校のプログラムの中に、在日大韓基督教会の歴史、現状、および韓国の讃美歌を取り入れる。

5. 日本基督教会団の教会や市民グループと協力し、相互の文化交流を持ち、地域社会での共生を求めて地域奉仕に共に担う。

の研修会等に代表を招き交流を深める。また教会学校の交流を進める。

5. 日本基督教会団の教会と合同礼拝（聖餐式）、交流会、連合クリスマス集会、共同教師研修会等を開催する。

6. 在日韓国・朝鮮人の差別撤廃と人権確立にむけ共に取り組む。定住外国人の基本的権利に關する、制度の確立に向けた学習会や運動を展開する。

7. 地方教会、教会レベルでの学習会を開く（教団の歴史と現状、制度等）。

## III 各教会の協力

1. 相互に主体性を持って宣教（協力）の森に励み、相互の伝統、習慣、考え方を理解し尊重しつつ、相違な意見交換を行う。

2. 各教会の通報などを通して、日本基督教会団の教会の情報を知らせる。

3. 日本基督教会団の教会との交わりを行い、贈り物、合同礼拝、伝道集会、女性・青年集会、子ども夏期学校等を積極的に行う。

4. 日本基督教会団の教会の教会学校のプログラムの中に、在日大韓基督教会の歴史、現状、および韓国の讃美歌を取り入れるように働きかける。

5. 日本基督教会団の教会や市民グループと協力し、相互の文化交流を持ち、地域社会での共生を求めて地域奉仕に共に担う。

に、宣教、伝道、社会、教育などの委員会レベルで協議を開展するなど交流を深める。

4. 両教会は日本のみならず、アジアや世界で使命を果たすために、共同して世界宣教の在り方や課題を検討し、責任を果たす。

5. 在日韓国・朝鮮人の人権問題、移住労働者や短期滞在を含む外国人の人権問題に共に取り組む。

6. 宣教方集会議、収会者共同研修会などに招き、交流をする。

7. 両教会の活動交流の報告の記録を互いに分かち合う。

8. 在日大韓基督教会総会立「東京総会神学校」の発展と充実と協力する。

9. 在日大韓基督教会総会の100年史編纂等のために協力する。

10. 韓国及びアジアから労働や国際結婚等で日本に来て生活している女性及びその家族への福音宣教に在日大韓基督教会総会と共に取り組む。

## II. 教区、地区（支区）と地方会の協力

1. 教区総会、地区（支区）総会に地方会の代表を招待する。

2. 宣教協力のための委員会を設置して宣教協力と交流を進める。

3. 教区、地区（支区）は在日大韓基督教会総会が進めている宣教の拠点づくりの調査、交渉に協力する。また、教団教会基の費用の買掛があった場合には積極的に協力する。

4. 信徒会、女性の集会、教師会、研修

## IV その他、今後取り組むべき共同の課題

1. 教団関係神学校における在日大韓基督教会の教員養成のための配慮。

2. 日本の学生・生徒が日韓関係史、在日韓国・朝鮮人問題を正しく認識できる教育。

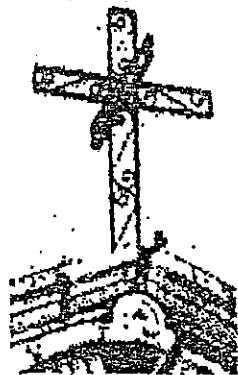
3. 在日韓国・朝鮮人などとの共生の社会をめざす神学教育の確立。

4. 民族的和解及び平和統一問題。

5. キリスト教団体・組織などにおける在日韓国・朝鮮人の就職の問題。

（第26回（1996年12月2日）日本基督教会団と在日大韓基督教会総会との宣教協力委員会で決定）

# 民族統一に関する在日大韓基督教会総会宣言



資料Ⅶ-23

福音と世界 新教出版社

1988年10月号

〔解説〕 在日韓国教会は、去る七月五日、民族統一に関する宣言文を採択した。韓国教会は、七〇年―八〇年代の民主化運動を通して、南北分断こそがこの民族の最大の苦痛と不幸の原因として、民族統一を緊急な課題としてきた。こうした民主化と統一運動が一つに合流され、大きな流れとなって韓国NCCは統一に関する宣言文を採択するに到った。在日韓国教会は、その独自の立場から統一運動に参加してきたが、本宣言文はそのKNC宣言に呼応して、発表された。まず在日韓国同胞の和解と統一を掲げ、そのための在日同胞の共通基盤に、(1)韓民族の末裔、(2)日本社会の被差別階級、(3)その差別の克服を上げ、朝鮮連と民団と帰化同胞との和解と統一運動を進めると共に、民族差別問題への共同の取り組みを通して、日本人との和解をめざし、さらには、祖国の南北統一と、ひいてはその原因となっている世界の東西陣営の分断の和解と統一を指向した歴史的声明である。〕

ねばならぬ道である。

この険しい十字架の苦難を通過する時、復活の勝利と栄光があることを我々は確信する。

## (1) 分断の現実から

平和を愛するわが民族は世界史の渦の中に、米・ソ両強大国の利害関係によって、国を南北に分断された。この分断によって、わが民族は恨にみちた悲劇と不幸を招いて来たが、六・二五戦争は、三千里の錦繡江山を廢墟となし、約六〇〇万の同胞を犠牲とし、一千万の難敵家族を産んだ。今日、南北を的として配置された米・ソ両国の核兵器は、わが民族の存亡を脅かしている。

祖国の分断は、海外同胞にまで、葛藤と憎悪と分裂と敵対関係をもたらし、大韓民国政府を支持する民団と朝鮮民主主義人民共和国政府を支持する朝鮮連との反目と対立は今も続いている。

一方、このような現実で失望した同胞たちが、日本政府の同化と追放政策によってたくさん日本に帰化し、今日に至るまで、引き続いて日本に帰化しており、民族の分裂はより深刻になった。

日本政府はわが祖国の分断による対立を逆利用して、わが同胞の分裂を助長し、同化政策と追放政策によって民族差別に抵抗することができないように力を分散させてきた。それゆえ、帰化同胞は、日本同化政策の犠牲者である。

願わくは、今後、帰化同胞が、韓民族の後孫であることを自負し、民族統一と平和のための運動に参加してくれることを望むもの

我々は長い間、祖国の平和と統一を念願し、研究と祈禱を続けて来た。このたびの韓国キリスト教会協議会(KNCC)が去る二月二十九日、第37回総会で採択発表した「民族統一と平和に対する韓国キリスト教宣言」を聞き、これを慎重に研究、検討した後、次のようにわが総会の立場を明らかにするものである。

日本に住む在日同胞は不幸な歴史の中に日帝によって強制連行された韓民族の子孫たちであり、真の解放なき日帝の延長によって民族のあらゆる差別と弾圧を受けてきた。我々は、このような現実から、差別を撤廃し、人権を擁護し、社会正義を実現するため闘ってきたし、また我々は、キリストの和解の福音に立脚して分断された同胞、すなわち民団、朝鮮連、帰化同胞の和解を図り、祖国の統一と平和が成就されるために寄与することがわが総会の宣教的課題であると宣言する。

この道は遠くかつ苦しい十字架の道である。しかし、この道はわが民族の生きる道であるがゆえに、どんな犠牲があろうとも、行か

である。

わが総会は在日同胞に対する日本の民族差別に抵抗し、指紋押捺拒否運動を展開して来た。一方、祖国に行って勉強していた在日同胞学生の中で、民族統一を願って行なったことが違法となり、拘束された学生たちも、民族分断の犠牲者だといえよう。

わが総会は、このような民族分断の悲劇を克服し、平和と統一が一日も早く成し遂げられねばならないと信ずるものである。

## (2) 罪の告白

わが総会は、祖国の分断が引き起こした悲劇について深い悔い改めの祈りをささげる。わが民族の分裂は日本帝国主義の敗戦による米國とソ連の政治的な責任のみでなく、わが民族の自主性と、統一された民族の主体性を形成できなかった我々の責任が大きかったことを深く自覚し、悔い改める。

わが在日同胞が南北政府の分断政策を批判することなく、便乗あるいは無批判に従うことで、三十八度線のない日本の地においてまで、分裂した民族となったこと、福音のちからを信ずるわが総会が、「ひとつとなりなさい」といわれた主のみ教えを實踐できなかった罪を悔い改める。

わが総会は和解と愛の福音を宣教しながら、民族の痛みと祖国の平和と統一について沈黙をまもってきたことについて悔い改める。

未だ存在する難敵家族の恨多い哀願と涙、そしてサハリンの難敵家族の骨にしみる苦痛の声、日本の抑圧政策によって帰化せざるを

得なかつた帰化同胞たちの困難と苦痛、また南と北においてイデオロギーの対立による政治思想犯として獄苦を味わっているものたちとその家族の苦痛と訴えに答えられなかった罪を告白し、無権利の状態で抑圧されている同胞たちの涙を流しての叫びに答えられなかったことを悔い改める。いま、我々は南と北、そのどちらに住み、どちらに属していても、これ以上、憎むことなく、互いにゆるし、ともに兄弟姉妹として受け入れることで、民族の統一と平和のため決起する時が来たと思う。

### (3) 統一と平和に向かつて

祖国の平和と統一は、わが民族の最も具体的かつ現実的な問題であり、時代の要請であるがゆえに、わが総会はキリストの和解の福音に立脚してこの運動に参与する。

神は、イエス・キリストをこの地上に送って我々を神と和睦させ（Ⅱコリント5・18）、人と人の間を隔てていた垣根を壊して、和睦させてくださったのだから（エペソ2・15-16）、これは福音の偉大なちからである。

神は我々の罪を許し、和解のみことばを我々に委ねられた。ゆえにわが総会は、韓国キリスト教教会協議会が発表した「平和と統一に関する宣言」を通して、(1)自主、(2)平和、(3)大同団結、(4)人権保障、(5)民衆参加の五大原則を支持する。なぜならば、この五大原則は、外勢ではなく、我が民族の自主的な統一であり、武力でなく平和の統一であり、南・北のどちらの側も排除せず、大同団結による

統一であり、人権尊重でなく、人権を擁護する統一であり、いかなる権力でもなく、全民衆の参与による統一を意味しているからである。

我々は、この五大原則に立脚して、まず離散家族の南北自由往来、スポーツ、文化、経済交流、そして休戦協定を平和協定に転換させ、軍隊と軍備の縮小、そして南北全域にわたって平和と安定が国際的に完全に保障される時、あらゆる外国軍基地と核兵器が撤去されねばならない。

また日本社会の差別を撤廃し、和解と平和のため努力することを誓い、あらゆる階層の対立と分裂と憎悪を解消し、正義と愛と和解によって総団結のシャロームを実現させようとするものである。聖霊もこの運動に参与する我々の弱さを知り、助けたもうことを確信する。

### (4) 禧年（ヨベルの年）に向かつて

韓国の教会は、一九九五年を禧年として宣布した。これは、神が定めたもうたもので（Ⅰピ記25・8-10）、五十年毎に守る祝祭の年である。この年は自由と平等による土地の均等分配と現状回復の年であり、持てるものと持たざるもの、支配者と支配されるもの、主人と奴隷のあいだの解放年である。

わが民族の禧年に何がなされねばならないだろうか？ わが民族の真の禧年は、平和と統一がなされる年とならねばならないであろう。この年に、阿断されていた南と北の国土がひとつとなり、故郷

を離れていた離散家族たちが、故郷で父母と子女、兄弟と姉妹が相会う年とならねばならないのである。

この年が真に民族の祝祭の年となることを我々は望むものである。この禧年には、日本社会で差別を受けている同胞と全世界のあらゆる国から、不当な差別と虐待、憎悪と不信、抑圧者と被抑圧者の怨恨が、キリストのひろい愛に抱かれて解消し、全き和解と真のシャローム（平和）が築かれる年とならねばならないであろう。

我々はこの禧年の夢が実現されるよう祈るものである。

### (5) わが教会の実践のための誓い

- (1) わが総会は、毎年八・一五前主日を「民族和解と統一のための主日」として定める。
- (2) わが総会は、離散家族再会のためにあらゆる努力を行なう。
- (3) わが総会は、民族記念行事を民間・朝鮮道・帰化同胞と共同で開催できるように協力する。
- (4) わが総会は、在日同胞が南北の地を自由に往来できるように南北政府に要請する。
- (5) わが総会は、朝鮮基督教徒連盟との交流をもつ、適当な時期に宣教協約を結び、共同で南北統一のため努力する。
- (6) わが総会は、理念を超越して人道的な意味で南北地域で人権蹂躪と抑圧なき自由と平和が実現されることを祈る。
- (7) わが総会は、宣教九〇周年に向かつて平和と統一を内容とする

教育と宣教を具体化してゆく。

- (8) わが総会は、祖国の統一と平和のため、本国教会と日本教団と世界教会の連帯と対話を続けてゆく。
- (9) わが総会は、日本社会の差別問題を撤廃するため引き続き闘争する。

(10) わが総会は、世界平和の定着のため、韓半島のあらゆる核兵器をはじめ全世界の核兵器撤廃運動にともに参与して行く。

一九八八年七月五日

在日大韓基督教会 総会

## 日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会との宣教協約

## I. 序

日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、神によって立てられた公同の教会に属する群れとして神の恵みと真理の豊かさに共にあずかるために、1997年10月21日をもって、宣教協約を結ぶ。

日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、この時にあたり、以下のことを表明する。

日本キリスト教会は、在日大韓基督教会との関係の歴史を顧みるとき、ここにまで導かれた神に、深い感謝と讃美とをささげないはいられない。日本キリスト教会がその名称と歴史と信仰の伝統を継承する日本基督教会は、アジア諸国に対する国家の侵略を容認し、植民地となった地域に移住した日本人への伝道をこととして中会を建設し、現地教会には神社参拝等偶像崇拝を強要して、その侵略政策に荷担した。在日大韓基督教会の前身である「在日」朝鮮基督教会から、十五年戦争下国家の宗教団体法により存続の危機を迎えて協力を求められた時、日本基督教会は交渉のなかで、日本基督教会の「信条」への服従・布教における日本語の使用・「教役者の再試験」等の条件を提示し、また、一中会としての加入の願いをも拒否し、その結果、各教会ごとに中会へ加入させ、「在日」朝鮮基督教会を自己に「併合」した。日本基督教会は、「在日」朝鮮基督教会の兄弟姉妹にとって、日本語の強制がいかに屈辱的で悲しいものであるかを推し量ることなく、国家の「皇民化政策」を教会内に推進させた。そのうえ日本基督教会は、宗教団体法による教会合同に参画し、日本基督教団の中にあつて戦争協力の歩みを共にし、「在日」朝鮮基督教会の兄弟姉妹をもその歩みに巻き込んだ。

戦後、この日本基督教会にかかわる39個の教会が、日本基督教団を離脱して新しく日本キリスト教会を組織したとき、国家に対する教会の自律性を放棄したことや、日本基督教団の戦争協力と歩みを共にしたことについての罪責意識は乏しかった。そればかりか、教会が行った「在日」朝鮮基督教会併合の罪責の認識はなく、しかも、戦後直ちに発足していた在日大韓基督教会との関係回復についても長く放置したままであった。にもかかわらず、日本キリスト教会の「韓国・朝鮮の基督教会に対して行なった神社参拝強要についての罪の告白と謝罪」の表明に際して示された在日大韓基督教会の協力を、日本キリスト教会は感謝をもって覚える。

今、日本キリスト教会は、神の前で、それら戦前・戦中・戦後の罪責を認識し告白し、赦しをこう。

在日大韓基督教会は、日本帝国主義が朝鮮を侵略し、植民地として支配した「日韓併合」の前後に渡日した留学生・労働者を中心に形成された。当初においては朝鮮の長老教会と監理教会の協力があり、次にカナダ長老教会の伝道参加によって、1934年には「在日本朝鮮基督教大会」が創立された。国を奪われ、農地をなくし、生活の糧を求めて余儀なく日本に渡航した朝鮮人同胞は、ここでも蔑視され、差別の中での生活を強いられた。朝鮮人同胞にとって「在日」朝鮮基督教会は、心の安らぎを覚え、祖国の解放を祈り、故郷の消息や民族の痛みを分かち合う信仰共同体であった。

「在日」朝鮮基督教会は、日本の国家権力が宗教に対する統制を本格化させる為に宗教団体法を成立させるに及んで、教会存続の危機を迎え、日本基督教会に対して在日朝鮮人伝道継続のため、協力を求めた。日本基督教会から示された合同条件に対し「在日」朝鮮基督教会は、伝道における朝鮮語の使用、教役者の認定、「在日」朝鮮基督教会の一中会としての加入等を要求し、幾多の交渉を経たが、結果は日本基督教会への吸収合併であった。この吸収合併は「在日」朝鮮基督教会にとっては屈辱的であり、苦渋のなかでの加入決断であった。

さらに日本基督教団成立時には、日本基督教会の一部として第一部に編入された。日本が太平洋戦争へと突入していく中、「在日」朝鮮人教会に対しては朝鮮独立運動への官憲の監視と弾圧、創氏改名や日本語使用、偶像崇拝等の「皇民化政策」は厳しさを増した。教会指導者が接収されていくなかで「在日」朝鮮人教会は犠牲と苦難の道を歩んだ。

日本の敗戦は、神によって与えられた「解放の日」として記念するようになった。しかし解放の時から50年を迎え、過去を謙虚に振り返る時、在日大韓基督教会は、厳しい時代状況においてではあったが日本基督教会への一方的な吸収合併、偶像崇拝への抵抗と拒否に関して徹底さを欠いたことへの悔い改めがなされていないことを覚える。

戦後「在日」朝鮮基督教会にかかわる諸教会は日本基督教団を脱退して在日大韓基督教会として新しい歩みを始めた。在日大韓基督教会は、おもに日本に留まった同胞への伝道と、民族差別の中で苦悩する同胞の重荷を共に負うことを使命とした。その中で隣人教会としての日本キリスト教会が示した協力を覚える。

日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、戦後50年を経過してなお、何等相互に公的な教会の交わりを持つことがなかったにも拘わらず、世界改革教会連盟に加盟し、その連盟の東北アジア部会につらなっている、特に1980年代以降には両教会の交流が活発になされ、今日に至っている。両教会は、キリストの教会として平和と正義のために働き、また、すべての創造されたものが互いに共生するために働くことが、自分たちに与えられた使命であると信じる。すでに与えられている関係に立ちつつ、宣教の協約を結ぶことは、福音宣教と教会形成に関し、教会の一致と真の和解を成就するための働きとして、日本とアジア、ならびに世界の人々に、証となるものと信ずる。

日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会とは、このような歴史認識と教会としての使命を共有しつつ、両教会の公的な関係が再び新しく開かれることを願い、以下の宣教協約を結ぶ。

## II. 宣教の協約

- 1、日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、それぞれの職制と聖礼典を相互に認める。
- 2、日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、特別な歴史と相互の自主性を尊重しつつ、宣教に協力することををはかる。
- 3、日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、特に在日韓国・朝鮮人をはじめ社会的少数者への宣教の課題に取り組むために協力することををはかる。

## III. 実施要綱

- 1、日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、相互に宣教協力委員会を設置し、年1回を原則として会合を開く。
- 2、日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、宣教の協力と両教会の直面する課題に取り組むために、両教会の合意の下に「指針」を作成する。
- 3、日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会は、相互に加盟している世界改革教会連盟の働きに関して協力する。

## &lt;付記&gt;

- 1、「日本キリスト教会と在日大韓基督教会総会」の表記は、在日大韓基督教会総会側文書では、順序を逆にする。

1997年10月21日

日本キリスト教会大会 議長 多田 渥 署名 在日大韓基督教会総会 総会長 李大京 署名

## 宣教100周年記念事業

### 1. 宣教100周年記念大会

日 時：2008年10月13日 午後1時～4時半

場 所：大阪女学院ホールチャペル

### 2. 宣教100周年記念合同修養会

日 時：2008年8月13～15日

場 所：東京プリンスホテル

主 題：「感謝の百年、希望の百年」(I テサロニケ 5:18)

「감사의 100년, 희망의 100년」(살전 5:18)

副 題：「遣わされたこの地で宣教に参与する教会」(創世記45:5)

「보내심을 받은 이 땅에서 선교에 참여하는 교회」(창 45:5)

講 師：金仁煥博士(総神大学校総長)／李清一牧師(在日韓国基督教会館館長)

権五成牧師(韓国基督教教会協議会総務)／鄭信天長老(韓国治癒福祉研究所所長)

主 催：在日大韓基督教会

主 管：合同修養会実行委員会

参加者：338名

### 3. 第6回 海外韓人教会 教育と牧会協議会

日 時：2008年4月2～4日

場 所：東京教会、長野県松代

主 題：「하나님이 보내신 땅에서」(렘 29:7)

講 師：金性済牧師(名古屋教会牧師)／Glen Davis牧師(カナダ長老教会 元総会長)

主 管：在日大韓基督教会

参 加：85名

### 4. 第14回 KCCJ 人権シンポジウム

日 時：2008年4月20～22日

場 所：関西セミナーハウス

主 題：「宣教100周年を迎えるKCCJと人権—マイノリティ教会としての使命」

講 師：丹羽雅雄氏(弁護士)／志村真牧師(中部学院大学短期大学部宗教主事)

発 題：李清一牧師(在日韓国基督教会館館長)／佐藤信行氏(在日韓国人問題研究所所長)

李恩子氏(関西学院大学客員講師)

主 催：在日大韓基督教会(KCCJ)社会委員会、在日韓国基督教会館(KCC)

西南KCC、在日韓国人問題研究所(RAIK)

参 加：39名

### 5. 歴史関係の制作・出版

①『祈りと共に—目で見る宣教100年の歩み』の発刊

②DVD『在日大韓基督教会 宣教100周年略史(1908 - 2008)』の制作

③『宣教100周年史』の発刊：100年の通史

### 6. 10カ年計画事業

①宣教100周年会館の建築：宣教宣教研究所およびマイノリティ国際人権研究所の設置

②総会神学校の充実

③韓国における「在日センター」の設立(ソウル)

## 大会宣言文

宣教100周年を迎えた私たちが在日大韓基督教会は、過ぎし100年の間、ディアスポラ(散らされた民)としての私たちの歩みを見守り、導いてくださった神に感謝いたします。

私たちが在日大韓基督教会は、宣教が開始された時から今日にいたるまで、在日大韓基督教会に集い支えてきた先輩たちの信仰を継承し、新たな100年に向かうにあたって、神が派遣してくださった地における宣教使命を確認し、それらを実践する決意を、ここに表明いたします。

1. 私たちは、在日社会および日本社会に生きる人びとが福音によって生かされるための方策を具体的に研究・実践します。
2. 私たちは、教会における多様性を神から与えられた祝福として感謝し、豊かな信仰共同体を形成することに努めます。
3. 私たちは、在日大韓基督教会としてのアイデンティティを確認し、合同教会としての内実を整えるために努力します。
4. 私たちは、あらゆる暴力を克服し、自然環境を含むすべての神の被造物が共生する世界の実現に向けて取り組みます。
5. 私たちは、子どもたちが自らを肯定的に受けとめ、平和や命の尊さを知る心を育む教育を推進します。
6. 私たちは、多民族・多文化共生社会を日本において実現するため、「外国人住民基本法」の制定に向けて取り組みます。
7. 私たちは、祖国の平和統一をはじめ、分裂のあるところに和解をもたらす「和解のしもべ」としての働きを行います。
8. 私たちは、神の宣教の業に共に参与するため、女性や青年が教会の意思決定に積極的に参加できる道を広げるよう努めます。
9. 私たちは、在日大韓基督教会をはじめ、在日社会、日本社会、アジア、世界においてキリスト教の精神をもって仕える働き人を養成します。
10. 私たちは、世界の教会の一致に向けたエキュメニカル運動を日本の教会、本国の教会、アジアおよび世界の教会と共に推進します。

私たちは、これから始まる新たな100年においても、私たちと共に歩んでくださる主の導きを信じ、神から与えられた宣教的使命に取り組むことを通して、神の国の実現に向けて歩むことを宣言します。